

茨城県報 第2206号

茨

平成22年8月16日

月 曜 日

ページ

次 目

> 示 告

●大規模小売店舗の新設の届出(中小企	業課)			1
●大規模小売店舗の変更の届出(中小企業	業課)			2
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付	規程の	一部引	女正 (農業経済課) · · · · · 4
●土地区画整理組合の解散の認可(都市	整備課)		4
●土地改良事業の適当決定 (2件) (農材	本事務 原	斤) …		4
	公			告
●特定非営利活動法人の定款変更認証申	請に関	するな	公告 (生活文化課) 5
●基本測量の実施(用地課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				6
●開発行為の工事完了 (5件) (建築指導	算課)・			6
●道路の位置の指定(建築指導課)・・・・・				7
	(病	ß	完	局)
●入札公告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				7
	(警	察	本	部)
●入札公告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				9
	(監	查	委	員)
●定期監査結果に基づく措置状況の公表				1
●行政監査結果に基づく措置状況の公表				1
●包括外部監査の結果に基づく措置状況の	の公表	(2件	‡) · ·	4

告 示

茨城県告示第960号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、 同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を述べようとする者は意見書 を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年8月16日

茨城県知事 橋 昌 本

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役 宇津木 雅 美

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ワンダーグー古河店

古河市東牛谷1144

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599番地 1	宇津木 雅 美

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年3月30日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,314m²

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

162台

イ 駐輪場の収容台数

76台

ウ 荷さばき施設の面積

147 m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量

17 m³

- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻)翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分~翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午前9時

3 届出年月日

平成22年7月29日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第961号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同

条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年8月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名

有限会社東荒井

代表取締役 荒 井 政 雄

(2) 住所

つくば市東新井33番地の13

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

荒井ビル

つくば市東新井31番地3 外

- (2) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前10時~午後7時30分(年間90日に限り午後8時)

(変更後) 午前10時~翌午前1時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分~午後8時

(変更後) 午前9時30分~翌午前1時30分

(3) 変更する年月日

平成22年8月7日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社ゲオ	愛知県春日井市宮町一丁目1番地の1	森 原 哲 也
株式会社セカンドストリート	香川県高松市今里町二丁目16番1号	久 保 幸 司
未定	未定	未定

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,781 m²

ウ 大規模小売店舗の施設に配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 97台
 (イ) 駐輪場の収容台数 24台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 56㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 19㎡

- エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 3箇所
 - (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時~午後9時
- 3 届出年月日

平成22年7月29日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第962号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

平成22年8月16日

茨城県知事 橋 本 昌

別表2中「1.6%」を「1.4%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成22年7月22日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第963号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第2項の規定により、波崎町柳川土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成22年8月16日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第964号

石岡台地土地改良区から平成22年7月15日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業(山間急傾斜地帯型・かんがい排水)半田甲地区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同月29日付けで適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に県南農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年8月16日

茨城県県南農林事務所長 中 川 清 彦

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業(山間急傾斜地帯型・かんがい排水)半田甲地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年8月17日から平成22年9月13日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所土地改良部門

茨城県告示第965号

常陸大宮市長から平成22年7月20日付けで協議のあった、山根地区土地改良事業(農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・農道)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により同月30日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間 満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県北農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年8月16日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

1 縦覧に供する書類

山根地区土地改良事業(農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・農道)計画書の写し

2 縦覧の期間

平成22年8月17日から平成22年9月13日まで

3 縦覧の場所

茨城県県北農林事務所

公 告

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年9月30日まで、茨城県生活環境部生活文化課 県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成22年8月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成22年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シャローム

(設立認証:平成15年10月24日, 設立:平成15年11月19日)

3 代表者の氏名

木 村 靖 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県石岡市若松一丁目5番38号

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校の子供たちに学びや成長の場を提供し、子供たちの学校への復帰または社会参加など多様な 生き方を支援するとともに、不登校のお子さんを抱えて悩んでいるご家族の支援をする。また、学校及び学校外教 育のあり方について、社会の理解を深める活動を行う。こうした、多様な教育と文化を創造することをもって、広 く青少年の人権の確立と保障に寄与することを目的とする。

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年8月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量 国土調査に伴う基準点測量

成果不整合地域における基準点改測

- 3 作業期間 平成22年8月2日から平成23年2月25日まで
- 4 作業地域 常総市 (国土調査に伴う基準点測量)

筑西市 (成果不整合地域における基準点改測)

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について,次の区域の工事が完了したので,同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年8月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 龍ヶ崎市泉町字両防田914番1
- 2 事業主の住所及び氏名

牛久市ひたち野西4丁目7番地9 (ひたち野TM FLAT W3-101)

菊 地 良 明

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 坂東市上出島字北原34番17
- 2 事業主の住所及び氏名

坂東市岩井4974番地 2 (ベルパティオ B 102)

瀬 能 秀 明, 瀬 能 麻 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市沓掛字赤木2102番2

2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市花野井600番地5

有限会社 宮崎製作所

代表取締役 宮 崎 久 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂東市沓掛字東浦4973番1

2 事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛4087番地3

木 村 誠

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 坂東市沓掛字東浦4973番 6

2 事業主の住所及び氏名

坂東市沓掛4087番地3

木 村 誠, 木 村 長次郎

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。 平成22年8月16日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号 指 定 年 月 日		申 請 者			道路の位置	道路の幅員及び延長	
1日化留力	指定番号 指 定 年 月 日 		名	住 所	1 地の位置	幅 員	延 長
県総指令 第113号	平成22年8月3日	西山	猛	笠間市下郷5109番地 33	笠間市下郷字白旗5109 番31,5114番 4	メートル 4.25	メートル 34.90

(病 院 局)

◉入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年8月16日

茨城県病院事業管理者 金 子 道 夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物件名及び数量

特A重油 JIS1種1号 831キロリットル (予定数量)

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期間

平成22年10月1日~平成23年3月31日

(4) 納入場所

茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立友部病院 茨城県笠間市旭町654

(5) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿の「燃料・油脂製品類」に登録されている者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所 に提出すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局 会計第二課

電話 029-301-4875

- (4) 本公告に示した物品を指定する日時、場所に充分に納入することができることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県病院局経営管理課 財務担当

電話 029-301-6516

(2) 入札説明書の交付期間

平成22年8月17日から平成22年8月31日までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

(3) 入札書の受領期限

平成22年9月27日 午後1時30分(必着)

(郵送による入札の場合は、平成22年9月24日午後5時(必着))

(4) 開札の日時及び場所

平成22年9月27日 午後1時30分 茨城県庁入札室2 (茨城県庁舎行政棟1階)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、3(1)に示す場所に平成22年9月6日(月)午後5時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札,入札に関する条件に違反した入札,その他茨城県病院 局会計規程第117条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると茨城県病院事業管理者が判断した入札者であって,茨城県病院局会計規程 第114条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札 者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Fuel oil JIS Class 1 No.1 831 kl

(2) Time-limit for tender:

5:00 PM, 24 September 2010 in case of by mail: 1:30 PM, 27 September 2010 in case of by hand

(3) Contact point for the notice:

Hospital Administrative Management Division, Ibaraki Prefectural Government.

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan.

 $TEL\ 029 - 301 - 6516$

(警察本部)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年8月16日

茨城県警察本部長 杵 淵 智 行

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達する物件名 通信指令システムの賃借
 - (2) 調達する物件の仕様及び数量

入札説明書(仕様書)による。

(3) 借入期間

平成23年2月1日から平成28年1月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約は解除できる。

(4) 納入場所

茨城県警察本部地域部通信指令課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者,その他の団体にあっては法人 の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等,個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者を いう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」 という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいる法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。 以下同じ。)
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその経営又は運営に実質的に関与している法 人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与 している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類19(リース・レンタル) に登録がされている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記載のうえ、次の場所へ

申請すること。

 $\mp 310 - 8555$

水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029-301-4875

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札説明書に示した借入物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

 $\pm 310 - 8550$

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部警務部会計課管財係

電話 029-301-0110 内線2262

(2) 入札説明書の交付期間

平成22年8月16日から平成22年9月6日までの午前9時から午後5時まで (ただし、土曜日・日曜日を除く。)

(3) 入札書の受領期限

平成22年9月27日午後1時30分

(郵送による入札の場合は、平成22年9月27日午前10時)

(4) 開札の日時及び場所

平成22年9月27日午後1時30分

茨城県警察本部庁舎2階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加資格等の確認

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類を前記 3 の(1)に示す場所に平成22年9月16日午後5時までに提出しなければならい。

- イ 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。
- ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札,入札に関する条件に違反した入札,その他茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「規則」という。)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は,無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を 落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be required:

The leases of communications command system 1 set

(2) Rent period:

From 1 February 2011 through 31 January 2016

(3) Time-limit for tender:

10:00 am 27 September 2010 case of mail

1:30 pm 27 September 2010 in case of by hand

(4) Contact point for the notice:

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan 310-8550

Phone: 029 - 301 - 0110

(監査委員)

茨城県監査委員公告第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、 茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年8月16日

茨城県監査委員 石 多 聞 Ш 同 細 谷 典 幸 同 島 英 男 百 齌 藤 良 彦

監査対象機関名

監査実施年月日

茨城県県南農林事務所

平成22年1月27日

○監査の結果

財務に関する事務の執行において、次の指摘事項があった。

旧土浦土地改良事務所において、支出負担行為決議票(382件)及び支出票(98件)を庁舎移転の際紛失したこと、及び紛失により当該支出負担行為の適否確認ができなかったことは適切でない。

○上記に対する措置状況

指摘を受けた事項については、今後、このようなことがないよう、文書の移動をする場合、各担当分野ごと に責任者を定め、事前事後の書類の確認を徹底し、適正な事務処理に努めることとした。

茨城県監査委員公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成21年度行政監査結果に基づき講じた措置に ついて、茨城県知事、茨城県教育委員会委員長、茨城県公安委員会より通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年8月16日

茨城県監査委員 石 川 多 聞 同 細 谷 典 幸 男 同 島 﨑 英 同 齋 藤 良 彦

【知事部局】

○監査対象者

茨城県知事 橋 本 昌

○監査の意見

〈総括意見〉

(光熱水費等)

光熱水費等については、使用量が概ね減少している一方で、値上げの影響により金額が増加しているが、今後は料金体系や契約内容を熟知し、日頃からその使用状況や使用量を把握するとともに、節減に向けた契約や利用ができないかなどを常に検討して無駄な支出等を防止し、経費削減を図るよう努められたい。

(委託料)

庁舎等管理に係る委託料については、予算編成のマイナスシーリングをうけて、契約内容を見直し、金額が減少しているが、今後は統一した庁舎等の管理に係る委託基準や長期継続契約についてはその徹底を図るとともに、更に、このほかの統一基準の作成や複数施設の一括発注、委託業務の統合などにより効率的な委託業務の発注を検討し、一層の経費削減を図るよう努められたい。

○上記に対する措置状況

(光熱水費等)

第5次茨城県行財政改革大綱や茨城県環境保全率先実行計画に基づき、県の庁舎における光熱水費等については、日頃から使用状況を把握し無駄な支出を防止するなど経費削減に努めていく。

電気料金については、契約電力の見直しによる電気料金の削減や適切な設備の維持・運転を行うなど経費の 削減に努めている。また、電気使用量が多く、デマンド監視装置の設置により電気料金削減効果が高いと見込 まれる機関については、平成21年度中に装置の設置を行った。

引き続き、今回の行政監査の結果も参考に、導入経費も含めたトータルコストを検証したうえでのデマンド 監視装置やLED照明などの省エネ型の電気機器の活用により使用電力量の抑制や契約電力の見直しを図って いく。

上水道料金についても、同様にコスト検証をしながら水道使用量に応じた適正な給水管口径への変更などにより無駄な支出を防止していく。

ガス料金及び燃料費(重油・灯油)については、暖房器具類や給湯設備の温度管理と契約単価の適正な設定に努めていく。

(委託料)

第5次茨城県行財政改革大綱に基づき、庁舎管理に係る主な委託事業については、積算単価、積算方法等にかかる基準を作成し、積算等の参考にできるようにしている。また、一般競争入札の徹底を図り、競争性を高め経費節減に努めている。

引き続き、今回の行政監査の結果を参考に、委託契約に係る統一基準及び長期継続契約について拡大や周知 徹底を図るとともに、委託業務の統合など効率的な委託業務の発注について検討し、一層の経費削減に努めて いく。

○監査対象項目

水戸県税事務所

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務においては、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの清掃の標準回数が示されたところであるが、定期清掃の回数が通知はもとより、他の合同庁舎と比較しても多いことから、適正な清掃回数を検証し、業務の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

清掃回数については、平成23年度の次回契約時に、総務部管財課長・財政課長連名通知の標準回数以下を基本に適正な回数に見直す。

○監査対象機関

○監査対象項目

水戸県税事務所

清掃業務の見直し

○監査の意見

積算費用に計上していない屋上清掃を契約の仕様に加えているが、屋上清掃に係る経費を計上し、適正な積 算を行われたい。

○上記に対する措置状況

平成23年度委託契約については、県庁舎や他の合同庁舎等を参考に屋上清掃に係る経費を計上することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

水戸県税事務所

一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

一般廃棄物処理業務において,作業実施後に検査を受けることになっているが,確認できる検査書等がなく, 履行確認が不十分であることから,適正な事務の執行に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から作業実施後の検査を搬出確認票等により行うこととした。

○監査対象機関

○監査対象項目

水戸県税事務所

警備業務の見直し

○監査の意見

常駐警備業務と機械警備業務を異なる業者と別個に契約していることにより、夜間・休日等の警備時間が重なった際の、異常事態発生時に、両方の警備員が現場確認を行うなど、業務の重複が生じていることから、業務内容の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

業務の重複については、平成22年度中に総務部管財課及び他の合同庁舎等と調整しながら見直していく。

○監査対象項目

水戸県税事務所

警備業務の見直し

○監査の意見

機械警備業務において、機器類の設置以来、安価を理由に設置業者との1者随意契約としているが、競争性の確保の観点から、一般競争入札の導入など、契約方法の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から複数業者の参考見積を徴しており、今後競争性の確保に向け他の合同庁舎等の状況を参考に 契約方法を検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

水戸県税事務所

植栽等維持管理業務の見直し

○監査の意見

植栽等維持管理業務において、調査対象期間である平成18年度から平成20年度に業務内容の検証がされていないことから、漫然と維持管理を継続するのではなく、業務の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

委託業務の完了時に、樹木の施肥や剪定の必要性等について業者の意見を聴取し、平成22年度以降に活かすこととした。

○監査対象機関

○監査対象項目

鹿行県民センター

上水道料金の見直し

○監査の意見

現行で40mmの給水管口径については、現在の施設における水道使用状況をみると、低減できる可能性があり、 仮に口径が30mmとなった場合、基本料金に係る1年間の支出は現行より36千円低く抑えられる。

水道使用量に応じた適正な給水管口径について、変更に係る費用も含め総合的に検証のうえ、給水契約の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度中に口径を30mmに変更することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

鹿行県民センター

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務については、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの清掃の標準回数が示されたところであるが、定期清掃の回数が多いことから、適正な清掃回数を検証し、業務の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

清掃回数については、平成23年度の次回契約時に、総務部管財課長・財政課長連名通知の標準回数以下を基本に適正な回数に見直す。

鹿行県民センター

○監査対象項目

清掃業務の見直し

○監査の意見

屋上清掃に係る経費の積算について、過大積算となっていたことから、適切に処理されたい。

○上記に対する措置状況

平成23年度委託契約については、十分な精査とチェックを厳格に行い、適切に処理することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

鹿行県民センター

一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

一般廃棄物処理業務における契約額は、収集運搬の料金と市の条例で定められた処理手数料から成り立っている。市は処理手数料を内税としていることから、支出時において加算している処理手数料の消費税について、 適切に処理されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から支払いに係る消費税の取扱等を是正した。

○監査対象機関

○監査対象項目

県南県民センター

電気料金の見直し

○監査の意見

本庁舎における月間のデマンド値(最大需要電力)が、平成20年7月に229kWになったことからこの数値を上回る場合を除き、今後1年間229kWが契約電力になる。

仮に、6月以前の契約電力である214kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間250千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成22年1月24日にデマンド監視装置を導入し、電気料金を削減することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

県南県民センター

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務については、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの清掃の標準回数が示されたところであるが、定期清掃の回数が多いことから、適正な清掃回数を検証し、業務の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度委託契約については、契約事務の効率化や経費削減を図るため、総務部管財課長・財政課長連名 通知の標準回数に準拠することとした。

○監査対象項目

県南県民センター

清掃業務の見直し

○監査の意見

積算費用に計上していない屋上清掃を契約の仕様に加えているが、屋上清掃に係る経費を計上し、適正な積 算を行われたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度委託契約については、屋上清掃に係る経費を計上することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

県南県民センター

清掃業務の見直し

○監査の意見

契約事務の効率化や経費の節減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

県南県民センター

警備業務の見直し

○監査の意見

常駐警備業務と機械警備業務を異なる業者と別個に契約していることにより、夜間・休日等の警備時間が重なった際の、異常事態発生時に、両方の警備員が現場確認を行うなど、業務の重複が生じていることから、業務内容の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

業務の重複については、平成22年度中に総務部管財課及び他の合同庁舎等と調整しながら見直していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

県南県民センター

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

県西県民センター

○監査対象項目

警備業務の見直し

○監査の意見

常駐警備業務と機械警備業務を異なる業者と別個に契約していることにより、夜間・休日等の警備時間が重なった際の、異常事態発生時に、両方の警備員が現場確認を行うなど、業務の重複が生じていることから、業務内容の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

業務の重複については、平成22年度中に総務部管財課及び他の合同庁舎等と調整しながら見直していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

県西県民センター

植栽等維持管理業務の見直し

○監査の意見

植栽等維持管理業務について、芝地の除草・刈り込み作業を、5月~9月まで毎月実施しているが、毎年度 実施回数の検証を行うなど、業務の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から、職員の除草剤散布等により除草回数の削減に努めるとともに、剪定対象樹木及び回数等を 検証し検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

県西県民センター

植栽等維持管理業務の見直し

○監査の意見

作業完了後は業務履行届を提出することとしているが、作業終了毎に行われていないことから、毎回行うよう改善されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から、作業終了毎に業務履行届及び作業日報等を提出させ、履行確認することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

常陸太田県税事務所

警備業務の見直し

○監査の意見

機械警備業務について、庁舎竣工時以来、施錠情報の一元管理等を理由に同一業者と1者による随意契約を締結しているが、機器設置後10年近くが経過し、ICカードリーダーなど一部の設備は償却が進んでいることから、機器の老朽化について検証を行うなど、適正な設計・積算を検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成24年度の次回契約時に、一般競争入札の実施を検討していく。

○監査対象項目

常陸太田県税事務所

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

常陸大宮保健所

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務については、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの標準回数が示されたところであるが、平成19年度から平成21年度までの3年間の長期継続契約が締結されているために、通知に対応したものとなっていないことから、次回契約時には準拠されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度委託契約については、契約事務の効率化や経費削減を図るため、総務部管財課長・財政課長連名 通知の標準回数に準拠することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

潮来保健所

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が、平成20年8月に99kW になったことから、この数値を上回る場合を除き、今後1年間99kW が契約電力となる。

仮に、7月以前の契約電力である72kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間451千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。

○上記に対する措置状況

従来にも増して冷房機器の断続的使用をこまめに行う等節電を徹底するとともに、デマンド監視装置の導入 については、費用対効果を検証し検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

潮来保健所

電気料金の見直し

○監査の意見

敷地内倉庫の照明用として契約している従量電灯B契約について、年間4千円を支出しているが、監査対象期間である平成18年度から平成20年度に使用実績がないことから、契約の必要性について検討されたい。

○上記に対する措置状況

所内で検討した結果、平成21年度に契約を解除した。

○監査対象項目

潮来保健所

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

つくば保健所

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務について、契約事務の効率化や経費の節減が期待できることから、長期継続契約の適用について、 検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

つくば保健所

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続続契約の 適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

空調設備保守点検業務については、平成22年度に設備更新予定であるので、更新後の設備点検を行う際は、 契約事務の効率化や経費の削減を検証し長期継続契約を検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

古河保健所

一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

一般廃棄物の排出量を把握していないが、排出量は経費積算の重要な要素であり、廃棄物の減量化の観点からも、排出量の把握に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から排出物の計量及び実績報告を行うこととした。

産業技術短期大学校及び

併設水戸産業技術専門学院

○監査対象項目

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

鹿島産業技術専門学院

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となり、平成21年2月に105kWになったことからこの数値を上回る場合を除き、今後1年間105kWが基本料金の契約電力になる。

仮に、平成20年12月以前の契約電力である94kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間183千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。

○上記に対する措置状況

デマンド監視装置の導入については、平成22年度に費用対効果を検証し検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

鹿島産業技術専門学院

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適 用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

入寮者数の増減により契約内容が変動するため単年度契約としてきたが、平成22年度に長期継続契約のメリットを検証し、適用を検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

土浦産業技術専門学院

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

○上記に対する措置状況

平成22年1月15日にデマンド監視装置を導入し、電気料金を節減することとした。

○監査対象項目

土浦産業技術専門学院

一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

一般廃棄物処理業務において、収集運搬回数を可燃物週3回、不燃物週2回としているが、年間排出量は可燃物が9,684kg、不燃物が2,570kgであることから、不燃物の収集運搬回数の削減について検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度に不燃物の収集運搬回数の見直し(週1回に削減)を検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

土浦産業技術専門学院

警備業務の見直し

○監査の意見

機械警備業務において、履行確認に係る受託者からの報告書及びその履行確認検査が年度を越えていたこと から、適正な事務の執行に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から履行確認検査を年度内に行うこととした。

○監査対象機関

○監査対象項目

土浦産業技術専門学院

警備業務の見直し

○監査の意見

契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から長期継続契約(5年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

土浦産業技術専門学院

昇降機設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

昇降機設備保守点検業務について,契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから,長期継続契約の 適用について,検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

土浦産業技術専門学院

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適 用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度に長期継続契約のメリットを検証し、適用を検討していく。

○監査対象項目

筑西産業技術専門学院

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

○上記に対する措置状況

デマンド監視装置の導入については、平成22年度に費用対効果を検証し検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

筑西産業技術専門学院

一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

一般廃棄物処理業務において、作業実施後に検査を受けることとなっているが、確認できる検査書等がなく、 履行確認が不十分であることから、適正な事務の執行に務められたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から作業実施後の検査を履行確認書により行うこととした。

○監査対象機関

○監査対象項目

筑西産業技術専門学院

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度に長期継続契約のメリットを検証し、適用を検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

農業総合センター

電気料金の見直し

○監査の意見

契約電力を730kW としているが、監査対象期間である平成18年度から平成20年度の月間のデマンド値(最大需要電力)は最大でも715kW であり、毎月730kW を下回っている。

仮に、契約電力を715kWとした場合、基本料金部分で年間250千円の削減が可能であり、500kW以上の契約電力は随時協議により変更が可能なことから、契約電力を見直し、電気料金の節減に努められたい。

※年度毎の最大値:平成20年度638kW, 平成19年度715kW, 平成18年度684kW

○上記に対する措置状況

平成21年11月15日に契約電力を730kW から648kW に変更した。

農業総合センター

○監査対象項目

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、 検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

農業総合センター

警備業務の見直し

○監査の意見

機械警備業務について、本館・生物工学研究所・宿泊施設と園芸研究所に分けて契約しているが、事務の効率化や経費の削減が期待できることから、一括契約について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から一括契約を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

農業総合センター

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

経費節減のため委託期間を短縮してきたが、平成22年度に長期継続契約のメリットを検証し、適用を検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

畜産センター

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が、平成20年8月に273kWになったことから、この数値を上回る場合を除き、今後1年間273kWが契約電力になる。

仮に、7月以前の契約電力である262kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間183千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成21年12月28日にデマンド監視装置を導入し、電気料金を節減することとした。

○監査対象項目

畜産センター

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、 検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から長期継続契約(3年間)を適用した。

○監査対象機関

○監査対象項目

林業技術センター

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

○上記に対する措置状況

設定温度の抑制や使用箇所の点検等を行うとともに、デマンド監視装置の導入については費用対効果を検証 し検討していく。

○監査対象機関

○監査対象項目

林業技術センター

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から長期継続契約(3年間)を適用することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

水産試験場

上水道料金の見直し

○監査の意見

漏水調査の結果、地下埋設の配管から漏水している可能性が高いことが判明したが、波音が大きい等の理由から漏水箇所が特定できないため、夜間・休日等のバルブ閉止などにより漏水を最小限に抑え、現在に至っている。

平成22年度に本館の建替えも予定されていることから、関係機関との協議等により、経済性・効率性の観点から適切に対応されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度に予定する本館建替工事において、水道配管の敷設換えを行うこととした。

潮来土木事務所

○監査対象項目

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務については、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの清掃の標準回数が示されたところであるが、平成19年度から平成21年度までの3年間の長期継続契約が締結されているために、通知に対応したものとなっていないことから、次回契約時には準拠されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度委託契約については、契約事務の効率化や経費削減を図るため、総務部管財課長・財政課長連名 通知の標準回数に準拠することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

土浦土木事務所

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務については、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの清掃の標準回数が示されたところであるが、平成19年度から平成21年度までの3年間の長期継続契約が締結されているために、通知に対応したものとなっていないことから、次回契約時には準拠されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度委託契約については、契約事務の効率化や経費削減を図るため、総務部管財課長・財政課長連名 通知の標準回数に準拠することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

高萩工事事務所

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務については、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの清掃の標準回数が示されたところであるが、定期清掃の回数が多いことから、適正な清掃回数を検証し、業務の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度委託契約については、契約事務の効率化や経費削減を図るため、総務部管財課長・財政課長連名 通知の標準回数に準拠することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

高萩工事事務所

清掃業務の見直し

○監査の意見

契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成23年度から長期継続契約(3年間)を適用することとした。

○監査対象項目

高萩工事事務所

一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

一般廃棄物処理業務において、業務履行の都度、一般廃棄物運送報告書を提出し確認を受けることとなって いるが、確認できる検査書等がなく、履行確認が不十分であることから、適正な事務の執行に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成21年11月4日から、業務履行の都度一般廃棄物運送報告書の提出を求めることとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

高萩工事事務所

警備業務の見直し

○監査の意見

機械警備業務において、業務内容を仕様書で定めることとしているが、業務提供時間が明記されていないことから、適正な事務の執行に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成21年12月1日付けで契約を変更し、業務提供時間を明記した。

○監査対象機関

○監査対象項目

境工事事務所

上水道料金の見直し

○監査の意見

現行で40mmの給水管口径については、現在の施設における水道使用状況をみると、低減できる可能性があり、仮に口径が30mmとなった場合、基本料金に係る1年間の支出は現行より48千円低く抑えられる。

水道使用料に応じた適正な給水管口径について、変更に係る費用も含め総合的に検証のうえ、給水契約の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度中に口径を30mmに変更することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

境工事事務所

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

○上記に対する措置状況

暖冷房機器の設定温度の抑制や使用箇所の点検等を行う等節電を徹底するとともに、デマンド監視装置の導入については、費用対効果を検証し検討していく。

○監査対象項目

境工事事務所

清掃業務の見直し

○監査の意見

清掃業務については、平成20年2月13日管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図り、施設ごとの清掃の標準回数が示されたところであるが、平成19年度から平成21年度までの3年間の長期継続契約が締結されているために、通知に対応したものとなっていないことから、次回契約時には準拠されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度委託契約については、契約事務の効率化や経費削減を図るため、総務部管財課長・財政課長連名 通知の標準回数に準拠することとした。

【教育委員会】

○監査対象者

茨城県教育委員会委員長 関 正 樹

○監査の意見

〈総括意見〉

(光熱水費等)

光熱水費等については、使用量が概ね減少している一方で、値上げの影響により金額が増加しているが、今後は料金体系や契約内容を熟知し、日頃からその使用状況や使用量を把握するとともに、節減に向けた契約や利用ができないかなどを常に検討して無駄な支出等を防止し、経費削減を図るよう努められたい。

(委託料)

庁舎等管理に係る委託料については、予算編成のマイナスシーリングをうけて、契約内容を見直し、金額が減少しているが、今後は統一した庁舎等の管理に係る委託基準や長期継続契約についてはその徹底を図るとともに、更に、このほかの統一基準の作成や複数施設の一括発注、委託業務の統合などにより効率的な委託業務の発注を検討し、一層の経費削減を図るよう努められたい。

○上記に対する措置状況

(光熱水費等)

改善及び検討を要する事項については、全ての県立学校で取り組むよう指示したところであるが、今後も下 記のとおり取り組んでいくこととする。

〈上水道料金について〉

給水管口径の見直しによる削減については、今後の生徒数の動向や見直しを行った場合の工事費等を含め総合的に判断し、節約効果の高い学校について予算措置を検討することとする。

また,漏水については早期発見に努め,漏水が発生した場合は,上水道管理者と協議し減免措置の申請を行うこととする。

〈下水道料金について〉

プール排出水の料金控除については、各下水道管理者の判断であり、認められない学校については、県教育 庁が控除を受けられる諸条件について、各下水道管理者と協議を行っていくこととする。

なお、控除可能な場合においても、プール排出水の水質管理、公共用水域への接続に要する改修費等の費用 対効果及び将来のプール利用計画等を総合的に判断することとする。

〈電気料金について〉

電気料金の節減については、学校の状況を考慮したデマンド監視装置の導入や職員の節電への取組みを推進 していくこととする。また、従量電灯契約については、使用実績を考慮し契約見直しを行っていくこととする。 (委託料)

第5次茨城県行財政改革大綱に基づき、庁舎管理に係る主な委託事業については、積算単価、積算方法等にかかる基準を作成し、積算等の参考にできるようにしている。また、一般競争入札の徹底を図り、競争性を高め経費節減に努めている。

引き続き、今回の行政監査の結果を参考に、委託契約に係る統一基準及び長期継続契約について拡大や周知 徹底を図るとともに、委託業務の統合など効率的な委託業務の発注について検討し、一層の経費削減に努めて いくこととする。

高萩高等学校

○監査対象項目

下水道料金, 電気料金の見直し

○監査の意見

(1) プールの排出水については、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。

プールの排出水の汚水管渠以外への排出について、公共下水道管理者等関係機関と協議されたい。

(2) 月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 公共下水道管理者と協議した結果,プールの排出水は下水道法第10条第1項の管理者が許可する特別の事情に該当しないと考えているので適用除外にならないとの回答があったため、現状どおりとする。
- (2) デマンド監視装置を平成22年1月に導入し、データの分析を行った結果、エアコンによる暖房が主な原因であった。今後は、監視装置で目標値を設定し、デマンド値の抑制に努めることとする。

○監査対象機関

日立北高等学校

○監査対象項目

下水道料金、電気料金の見直し

○監査の意見

- (1) プールの排出水については、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。プールの排出水の汚水管渠以外への排出について、公共下水道管理者等関係機関と協議されたい。
- (2) 月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

- (1) 公共下水道管理者と協議した結果,プールの排出水は下水道法第10条第1項の管理者が許可する特別の事情に該当しないと考えているので適用除外にならないとの回答があったため、現状どおりとする。
- (2) デマンド監視装置を平成22年3月に導入した。今後はデータの分析等を行い、月間デマンド値が冬期に最大となる原因の把握に努めるとともに、デマンド値の抑制に努めることとする。

○監	本分	计免	継	閯
1 / 1	- H X	11 ax	177	美

大子清流高等学校

○監査対象項目

電気料金,機械警備業務の見直し

○監査の意見

- (1) 月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。
- (2) 森林科学科車庫の照明用として契約している従量電灯B契約について、年間2千円を支出しているが、年間数回の使用実績であるため、契約方法の見直しなど、電気料金の節減に努められたい。
- (3) 機械警備業務について、校舎と芦野倉農場に分けて契約しているが、事務の効率化や経費の削減が期待できることから、一括契約について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 月間のデマンド値が冬期に最大となる原因については、暖房による空調設備の使用が原因と考えられる。今後は、職員・生徒に空調設備の使用について節約を促すとともに、デマンド警報値を下げるなど、デマンド値の抑制に努めることとする。
- (2) 森林科学科車庫の照明用の従量電灯 B 契約については、平成22年3月に本校の契約に含める見直しを行った。
- (3) 機械警備業務の契約については、契約期間中であるため、契約更新時期に一括契約を検討することとする。

○監査対象機関	○監査対象項目
常陸大宮高等学校	上水道料金, 電気料金, 一般廃棄物処理業務の見
	直し

○監査の意見

(1) 現行で校舎,プール各50mmの給水管口径については,現在の施設における水道使用状況をみると,低減できる可能性があり,仮に口径が40mmとなった場合,基本料金に係る1年間の支出は現行より40千円低く抑えられる。

水道使用量に応じた適正な給水管口径について、変更に係る費用も含め総合的に検証のうえ、給水契約の見直しを検討されたい。

- (2) 月間のデマンド値(最大需要電力)が、平成21年1月に166kWになったことから、この数値を上回る場合を除き、今後1年間166kWが契約電力になる。仮に、平成20年12月以前の契約電力である150kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間267千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。
- (3) 一般廃棄物処理業務において、業務履行の都度、一般廃棄物運送報告書を提出し確認を受けることとなっているが、確認できる検査書等がなく、履行確認が不十分であることから、適正な事務の執行に努められたい。

- (1) 校舎,プールの各50mmの給水管口径を40mmとした場合,給水管口径変更に係る費用が約220千円見込まれるが,長期的には費用の軽減が相当図られるため,給水契約の見直しを検討することとする。
- (2) 例年, 夏場と冬場に最大電力のピークがあるので, 原因の把握に努めるとともに, 職員等に節電を喚起し, 電気料金の節減に努めることとする。なお, デマンド監視装置の導入については, 費用対効果を含めて今後検討することとする。
- (3) 平成22年度から、業務履行の都度一般廃棄物運送報告書を提出させ、履行確認を行うこととした。

○監査対象項目

緑岡高等学校

下水道料金,一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

(1) プールの排出水については、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。

プールの排出水を(汚水管渠ではなく)雨水管渠に排出していることから、下水道料金の控除について、公 共下水道管理者と協議されたい。

(2) 一般廃棄物処理業務において、可燃物の収集運搬回数を土曜日、日曜日及び祝祭日等を除き毎日実施としているが、1日当たりの排出見込量を平成18年度の11月、12月の2ヶ月間の実績値のみをもって推量・予測しているため、より正確な排出量の把握と収集運搬回数の削減について検討されたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 公共下水道管理者と協議を行なった結果、平成22年度から下水道料金が控除されることとなった。
- (2) 平成22年度の一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約から、可燃物の収集運搬回数を週2日とするとともに、 廃棄物の排出量を正確に把握するため毎回測定することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

海洋高等学校

機械警備業務の見直し

○監査の意見

機械警備業務について、校舎と共同宿泊学習施設に分けて契約しているが、効率化や経費削減が期待できる ことから、一括契約について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成21年度から一括契約により契約済みである。

○監査対象機関

○監査対象項目

茨城東高等学校

上水道料金, 電気料金の見直し

○監査の意見

- (1) プールの管理において、不注意による湛水の流出があり、推定の流出量は400㎡程度となり料金に換算すると125千円となることから、管理体制の強化や使用状況把握等による異常値の早期発見により、過大な料金支出の防止に努められたい。
- (2) 月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

- (1) 担当者にプールの管理を徹底させるとともに、毎日、水道の計量器を確認し異常の早期発見に努めることとする。
- (2) 野球場の夜間照明が主な原因と考えられるので、今後は、照明器具の時間差点灯等によりデマンド値の抑制に努めることとする。

○監査対象項目

鉾田第二高等学校

電気料金、一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

(1) 月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となり、平成21年2月に215kW になったことから、この数値を上回る場合を除き、今後1年間215kW が契約電力になる。

仮に、1月以前の契約電力である207kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間133千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。

(2) 一般廃棄物処理業務において、業務履行の都度、検査を受けることとなっているが、確認できる検査書等がなく、履行確認が不十分であることから、適正な事務の執行に努められたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 平成22年1月にデマンド監視装置を導入し、デマンド値の抑制に努めた結果、平成22年2月の月間のデマンド値は200kWと、昨年と比べて15kW下げることができた。引き続き、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努めることとする。
- (2) 一般廃棄物処理業務について、平成22年度から業務履行の都度、報告書を提出させ履行確認することとした。

○監査対象機関

○監査対象項目

波崎高等学校

上水道料金の見直し

○監査の意見

平成21年1月に漏水改修を行った格技場給水管について、平成19年8月から漏水していたと推定されるが、平成20年12月まで漏水を把握していなかった。推定の流出量は2,133㎡程度となり料金に換算すると528千円となることから、管理体制の強化や使用状況把握等による異常値の早期発見により、過大な料金支出の防止に努められたい。

○上記に対する措置状況

毎月の検針票と過去の使用量を比較するとともに、毎週水道メーターの検針を行い、漏水の早期発見に努めることとする。

○監査対象機関

○監査対象項目

土浦第二高等学校

下水道料金の見直し

○監査の意見

プールの排出水については、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。

プールの排出水を合流式下水道の合流管渠に排出していることから、下水道料金の控除について、公共下水 道管理者と協議されたい。

○上記に対する措置状況

公共下水道管理者と協議した結果,プール排出水は公共下水道へ接続するよう指導していること。また,学校プールの排出水については、減免の規定はないとの回答があったため、現状どおりとする。

石岡商業高等学校

○監査対象項目

上水道料金, 下水道料金, 電気料金の見直し

○監査の意見

- (1) 不可抗力による地下漏水等については、上下水道料金が軽減及び免除される場合がある。平成19年10月にテニスコート南側散水用埋設給水管の漏水改修を行っているが、減免申請がなされていなかったため、減免申請を行うことで上下水道料金の節減に努められたい。
- (2) 月間のデマンド値(最大需要電力)が、平成20年9月に136kWになったことから、この数値を上回る場合を除き、今後1年間136kWが契約電力になる。仮に、7月以前の契約電力である117kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間317千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 漏水の減免申請については、すでに期限を過ぎているため適用にならないが、今後、漏水が発生した場合は、速やかな復旧を行うとともに、減免申請の手続きを遅延なく行うこととする。
- (2) 教職員の節電の意識を高めるとともに、平成21年12月にデマンド監視装置を導入した。今後は、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努めることとする。

○監査対象機関

○監査対象項目

竜ヶ崎南高等学校

下水道料金, 電気料金の見直し

○監査の意見

- (1) プールの排出水については、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。プールの排出水の汚水管渠以外への排出について、公共下水道管理者等関係機関と協議されたい。
- (2) 弓道場の照明として契約している従量電灯 B 契約について、現行の契約電流30A を20A とすることで、年間 3 千円の削減が可能となることから、契約の見直しを検討されたい。
- ○上記に対する措置状況
- (1) 公共下水道管理者等関係機関と協議したが、プール排出水は公共下水道以外の排出は認めていないとの回答があったため、現状どおりとする。
- (2) 検討した結果、契約電流を変更しても支障がないことから、平成22年2月に20Aに見直した。

○監査対象機関

○監査対象項目

牛久高等学校

下水道料金の見直し

○監査の意見

プールの排出水については、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。

プールの排出水の汚水管渠以外への排出について、公共下水道管理者等関係機関と協議されたい。

○上記に対する措置状況

関係機関と協議した結果, 雨水以外の排水はすべて下水道に放流することになっていると回答があったため, 現状どおりとする。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○監査対象機関	○監査対象項目
竹園高等学校	下水道料金の見直し

○監査の意見

プールの排出水については、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。

プールの排出水を(汚水管渠ではなく)雨水管渠に排出していることから、下水道料金の控除について、公 共下水道管理者と協議されたい。

○上記に対する措置状況

下水道料金の控除について公共下水道管理者と協議したが、認められなかった。しかし、プールの排出水を(汚水管渠ではなく)雨水管渠に排出していることから、県教育委員会と共に、引き続き公共下水道管理者と協議していくこととする。

○監査対象機関	○監査対象項目	
結城第二高等学校	上水道料金,	下水道料金の見直し

○監査の意見

- (1) 不可抗力による地下漏水等については、上下水道料金が軽減及び免除される場合がある。平成19年2月に本館東側消火栓の漏水改修を行っているが、減免申請がなされていなかったため、減免申請を行うことで上下水道料金の節減に努められたい。
- (2) 平成16年度までプールの排出水については、下水道料金から控除認定されていたが、公共下水道接続時より下水道料金を支払っている。プールの排出水は、一般的に公共用水域に直接放流したとしても、水質の汚濁に影響がないとされており、下水道の汚水管渠以外へ排出することにより、公共下水道管理者の判断で、下水道料金が控除される場合がある。

プールの排出水の汚水管渠以外への排出及び下水道料金の控除について,公共下水道管理者等関係機関と協議されたい。

- (1) 平成21年12月28日に減免申請を行い、平成22年3月30日に68,075円の料金の還付を受けた。
- (2) 公共下水道管理者と協議したが、プールの排出水は汚水であり、下水道法第10条第1項の特別の事情に該当しないと考えているので適用除外にならないとの回答があったため、現状どおりとする。

○監査対象機関

岩井高等学校

○監査対象項目

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となり、平成21年3月に164kWになったことから、この数値を上回る場合を除き、今後1年間164kWが契約電力になる。

仮に、1月以前の契約電力である148kW に抑えられたとすると、基本料金部分で年間267千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努められたい。

○上記に対する措置状況

平成22年1月にデマンド監視装置を導入し、デマンド値の抑制に努めた結果、平成22年3月の月間のデマンド値は138kWと、昨年と比べて26kW下げることができた。

引き続き、デマンド値の抑制を図り、電気料金の節減に努めることとする。

○監査対象機関

○監査対象項目

伊奈高等学校

上水道料金の見直し

○監査の意見

現行で50mmの給水管口径については、現在の施設における水道使用状況をみると、低減できる可能性があり、 仮に口径が40mmとなった場合、基本料金に係る1年間の支出は現行より60千円低く抑えられる。

水道使用量に応じた適正な給水管口径について、変更に係る費用も含め総合的に検証のうえ、給水契約の見直しを検討されたい。

○上記に対する措置状況

現在の使用状況から検討した結果、給水管口径の変更が可能であることと、改修費用は136,500円に対し、変更後は水道基本料が月額5,000円減額となり、約28ヶ月で費用対効果が現れるため、平成22年3月に給水契約の見直しを行った。

○監査対象機関

○監査対象項目

水戸高等養護学校

空調設備保守点検業務の見直し

○監査の意見

空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

平成22年度から、3年間の長期継続契約とした。

○監査対象機関

○監査対象項目

下妻養護学校

電気料金の見直し

○監査の意見

月間のデマンド値(最大需要電力)が冬期に最大となることから、原因の把握に努め、デマンド値の抑制に 努められたい。

○上記に対する措置状況

暖房にエアコンを使用しているため、冬期の需要電力が最大になっている。今後は、デマンド値の抑制を図るため、エアコンの時差始動を検討するとともに、次のとおり学校全体で取り組むこととする。

- 1. デマンド警報に備え、事務室、職員室、寄宿舎等に責任者を置き、連携体制の強化を図る。
- 2. 巡回を強化し、エアコン等の消し忘れの早期発見に努める。

【茨城県公安委員会】

○監査対象者

茨城県公安委員会

○監査の意見

〈総括意見〉

(光熱水費等)

光熱水費等については、使用量が概ね減少している一方で、値上げの影響により金額が増加しているが、今後は料金体系や契約内容を熟知し、日頃からその使用状況や使用量を把握するとともに、節減に向けた契約や利用ができないかなどを常に検討して無駄な支出等を防止し、経費削減を図るよう努められたい。

(委託料)

庁舎等管理に係る委託料については、予算編成のマイナスシーリングをうけて、契約内容を見直し、金額が減少しているが、今後は統一した庁舎等の管理に係る委託基準や長期継続契約についてはその徹底を図るとともに、更に、このほかの統一基準の作成や複数施設の一括発注、委託業務の統合などにより効率的な委託業務の発注を検討し、一層の経費削減を図るよう努められたい。

○上記に対する措置状況

(光熱水費等)

光熱水費については、各警察署において共通認識を持つべくその節減を図るよう文書で指示した。その中で、

- ①上水道料金の給水管口径の見直し
- ②電気料金の基本契約の見直し及びデマンド値の把握と対策

については、見直しを行った場合の工事費を含め総合的に検証し、節減効果が確実なものについては、予算措置を検討していくこととする。

なお、交通信号機については、灯器にLEDを採用し順次省エネ化を推進している。また、冷暖房設備については、温度設定に配慮しつつ、燃料(ガス・重油・灯油)の市場価格の変動を随時把握し、契約単価の改正を行っている。

(委託料)

庁舎等の清掃業務については、統一基準に準拠するよう徹底するとともに、統一基準が示されていない一般 廃棄物処理及び空調設備保守等の業務については、排出量の把握の方法や共通する設備の保守について統一基 準を検討する。また、すべての庁舎で長期継続契約を締結することで経費節減を図っていくこととする。

なお、委託業務の一括発注統合については、自家用電気工作物保守は既に県下一括で発注し長期継続契約を 行っているが、今後も可能なものについては一括発注統合を図っていくこととする。 ○監査対象機関

水戸警察署

○監査対象項目

清掃業務,一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

- (1) 清掃業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。
- (2) 一般廃棄物処理業務における積算について、月当たりの排出見込量を平成20年3月初日から2週間の実績値のみをもって推定・予測しているが、排出量は経費積算の重要な要素であることから、より正確な排出量の把握に努められたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 平成21年度から3年間の長期継続契約を締結した。
- (2) 現在,可燃物については週2回,不燃物については週1回収集を行っているが,今年度は収集の都度,抽出計量したものに乗じて1回当たりの排出概算量を算出し,これにより年間の総排出量を把握することで来年度契約の算定基礎とすることとする。

○監査対象機関

○監査対象項目

日立警察署

清掃業務,一般廃棄物処理業務の見直し

○監査の意見

- (1) 清掃業務については、平成20年2月13日付け管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図るよう積算方法が示されたところであるが、平成19年度から平成21年度までの3年間の長期継続契約が締結されているために、通知に対応したものとなっていないことから、次回契約時には準拠されたい。
- (2) 一般廃棄物の排出量を把握していないが、排出量は経費積算の重要な要素であり、廃棄物の減量化の観点からも、排出量の把握に努められたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 平成22年度から連名通知に準拠した積算方法で予定価格を算出した。
- (2) 現在,可燃物については週1回,不燃物については月1回収集を行っているが,今年度は収集の都度,抽出計量したものに乗じて1回当たりの排出概算量を算出し,これにより年間の総排出量を把握することで来年度契約の算定基礎とすることとする。

○監査対象機関

○監査対象項目

鹿嶋警察署

電気料金、清掃業務の見直し

○監査の意見

(1) 月間のデマンド値 (最大需要電力) が, 平成20年8月に86kWになったことから, この数値を上回る場合を除き, 今後1年間86kWが契約電力になる。

仮に、7月以前の契約電力である79kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間116千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の削減に努められたい。

(2) 清掃業務については、平成20年2月13日付け管第672号・財第327号総務部管財課長・財政課長連名通知において、同種の施設の積算の統一を図るよう積算方法が示されたことから、準拠されたい。また、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 電力最大需要期が夏季であり、冷房使用が主な原因と考えられる。冷温水発生装置による集中方式と動力によるエアコンを併用しているため、今後はデマンド監視装置の導入の検討と併せて契約種別を見直す、温度管理をこまめにチェックするなどし、使用量の抑制に努める。
- (2) 平成22年度から連名通知に準拠した積算方法で予定価格を算出し、長期継続契約を締結した。

○監査対象機関	○監査対象項目
牛久警察署	電気料金,清掃業務,空調設備保守点検業務の見
	直し

○監査の意見

(1) 月間のデマンド値(最大需要電力)が,平成21年2月に134kWになったことからこの数値を上回る場合を除き, 今後1年間134kWが契約電力になる。

仮に、平成20年6月以前の契約電力である116kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間300千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の削減に努められたい。

- (2) 清掃業務については、事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。
- (3) 空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

- (1) 冬期にデマンド値を記録する理由として、射撃場の空調設備が原因と考えられる。同設備は騒音防止のため 地下構造となっているが、弾及び訓練器具が湿気に弱いため、冬期は室内の空気を一度除湿(弱冷)し、その 後ヒーターで暖めるため電気使用量が増加することになる。今後はデマンド監視装置の導入の検討と併せて契 約種別の見直し、射撃場未使用時の電源管理の徹底等により、使用量の抑制に努める。
- (2) 平成21年度から長期継続契約を締結した。
- (3) 委託業務内容を見直し、平成23年度から長期継続契約に移行することとする。

○監査対象機関	○監査対象項目				
筑西警察署	電気料金、清掃業務、空調設備保守点検業務の見				
	直し				

○監査の意見

(1) 月間のデマンド値(最大需要電力)が、平成20年9月に131kWになったことから、この数値を上回る場合を除き、今後1年間131kWが契約電力になる。

仮に、8月以前の契約電力である123kWに抑えられたとすると、基本料金部分で年間133千円の削減が可能となることから、原因の把握に努めるとともに、デマンド監視装置の導入などにより、デマンド値の抑制を図り、電気料金の削減に努められたい。

- (2) 清掃業務について、事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。
- (3) 空調設備保守点検業務について、契約事務の効率化や経費の削減が期待できることから、長期継続契約の適用について、検討されたい。

○上記に対する措置状況

- (1) デマンド値は夏季の空調使用時のものであるが、電力で稼働するチラーユニット(冷水発生装置)は集中方式でエリア別の運転ができないこと、また冷媒による温度設定(通常・省エネの切替運転)が機能上できないことが考えられる。今後はデマンド監視装置の導入の検討と併せて契約種別を見直す、室内の温度管理をこまめにチェックするなどし、使用量の抑制に努める。
- (2)(3) 平成21年度から長期継続契約を締結した。

茨城県監査委員公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、茨城県知事から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年8月16日

茨城県監査委員	石	Ш	多	聞
同	細	谷	典	幸
同	島	﨑	英	男
同	齋	藤	良	彦

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成20年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、以下のとおりである。

左庇	テーマ	指摘件数	措置状況	
年度	7 – 4	1日1周十五	措置済	今回措置
20	指定管理者制度の運用状況	117	105	(2)

※ 今回措置された指摘は、1件の指摘で担当課が複数あるもの2件である。それぞれ関係課のうち一の課が措置したが残りの課は未措置であるため、当該指摘については引き続き未措置になり、措置済みの件数は減少しない。

平成20年度包括外部監査結果報告等への措置状況

指摘事項等の内容

テーマ: 指定管理者制度の運用状況

第4 1 (2) 公募・非公募の基準を明確にし、公募を原則とすべき。

第5 2 (2) 利用料金は利用者の属性によって区分することを検討すべき。

	次		 弗 2206 亏	平成 22 年 8 月 16 日 (月曜日)	43
・報告への対応担当部・課総務部 人事課指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	公募, 非公募については, 施設によって性格が大きく異なることから, 施設所管課が判断すべき性質のものと考える。 現在, 平成22年度末をもって指定期間が満了する施設に対して, 更新時の取扱	いを検討しており,選定に当たっては公募を原則とするが,非公募とする場合にはその基準を明確にする。			
	、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	それに基づく判定をすべきである。 はその基準を明確にす			

44					———		県	—————————————————————————————————————	第 2206 号	平成 22 年 8 月	10 日 (万唯	<u> </u>
平成20年度包括外部監査結果報告への対応	誰・	保健福祉部 保健予防課	指摘事項に基づく措置等		他府県の健康づくり施設における会議室利用料を調査したところ,宣利目的での 利用については制限しているが,利用者の属性によって料金を区分しているものは 無さ、よ	無がらた。 茨城県立健康プラザの会議室も他県と同様の取扱いであり、平成21年4月以降の 会議室利用者も全て県内一般成人という状況であることから、当面、利用者属性に トス料金区会は翌けない	みる子(五) (4 fX) / 4 v · o					
平成20年度包括外部	監査のテーマ	指定管理者制度の運用状況について	指摘事項の概要	第5 経済性・効率性の検証 2 利用料金などの収入 (2) 利用者区分による料金体系の見直し	利用料金は利用者の属性によって区分することを検討すべき。							

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、茨城県教育委員会教育長から包括外部監査 の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年8月16日

茨城県監査委員 石 川 多 聞 細 谷 典 幸 同 男 同 島 﨑 英 百 齋 藤 良 彦

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成21年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、以下のとおりである。

左座	テーマ	指摘件数	措置状況		
年度	y — «	1日1尚1十致	措置済	今回措置	
21	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	228	_	221	

平成21年度包括外部監査結果報告等への措置状況

指摘事項等の内容

テーマ:県立学校に係る財務事務及び事務の執行について

第4-1

県は「学校別コスト計算書」を毎年作成し、コスト削減につなげる手段とすべき。

第4-2-(3)

学校統廃合の判断基準として、生徒1人当たりコストの推移を活用すべき。

第4-2-(3)

教職員全員にパソコンによる業務日報作成を義務づけ,校長が所属教職員の業務実態を把握し,業務の効率化 と教職員の負担軽減を図るべき。

第5-1-(2)

少額物品の購入に際しては、一定期間まとめて承認手続きをとる等事務処理コストの削減を図るべき。

第5-1-(2)

- ① 団体費については、現預金出納帳を作成し、決算報告をするよう指導すべき。
- ② 県は、本来県が負担すべき支出については団体負担を避けるべき。
- ③ 講師等に支払う謝金については、源泉徴収を行うべき。

第5-2-(2)

- ① 「出張復命書」の提出は遅滞なく行うよう指導徹底を図るべき。
- ② 事務処理合理化のため、県から統一した最新の計算ソフトを全校に配布すべき。

第6

個人情報保護対策は、特定の人に依存するのではなく、組織で行うべき。

第6

リスク分析を行ってシステムを構築すべき。

第6

定期的に第三者がシステムの妥当性を検証する仕組みを構築すべき。

第6

個人情報保護に関する定期的な研修を行うべき。

第6

- ① 重要なデータや個人情報は、アクセス制限を図るべき。
- ② USBメモリ等外部に持ち出せるものは、パスワードの保護により、情報漏洩のリスクを減少させるべき。

第7

物品は財務規則に則り管理番号を貼付し、現物確認できるようにすべき。また、定期的な現物確認(棚卸)を 実施し、備品台帳と照合すべき。

第7

工業高校等では刃物を多用するマシニングセンタを導入しているが、事故が起こらないよう施錠と起動電源の 管理は厳密に行うべき。

第7

PTA や後援会等から現物寄付を受け入れた場合には、確実に受入手続きを実施し、絵画等は美術年鑑等を参考に評価し台帳に記載すべき。

第7

薬品の定期的な棚卸が行われていないため、数量が把握できない。薬品庫の鍵管理が十分でない。実験使用後の廃液の保管が不十分な例もあった。

第8-2-(5)

- ① 茨城県では、「新しい教員評価の手引き」を作成しているが、さらに「評価結果の活用手引き」を作成し、次年度以降の改善につなげる方法を示すべき。
- ② 県は、「新しい教員評価制度」を試行して3年が経過するが、現場の事務負担軽減及び将来への不安払拭のため、速やかに従来の「勤務評定」との併用を止めるべき。
- ③ そのためには、県は現場の意見を聞きながら、この3ヵ年の試行を総括して「新しい教員評価制度」を整備し、本格的導入を急ぐべき。

第9-2-(1)

学校評価では、生徒、保護者、地域住民など外部評価を積極的に活用すべき。

第9-3

学校評価は、結果報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」に陥ることなく今後の改善につなげる取組が重要である。いわゆる PDCA サイクルを回していけるよう、県が学校に対して適切な指導・助言をすべき。

土浦第一高等学校

第10-I-1

精算にかかる資料,使用していた通帳については,説明責任の履行のためにも学校は一定期間保管しておくべき。

第10-I-2

缶詰や調味料も最低3ヶ月に一度は棚卸を行い必要分だけ在庫とすべき。

第10-Ⅲ-1

個人情報の取扱について現場運営に則した取扱マニュアルを作成すべき。

第10-Ⅲ-3

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-Ⅲ-4

学校長は、校内で作られる全ての個人情報について把握すべき。

第10-Ⅲ-6

ID・パスワードの設定及び変更管理は学校の管理下に置くべき。

第10-Ⅲ-9

- ① パソコンは、財務規則及び個人情報その他の情報保護の観点から適切に廃棄処分すべき。
- ② パソコンの廃棄については廃棄業者の証明書を保管すべき。

第10-Ⅲ-10

USBメモリの管理を徹底すべき。

第10-Ⅲ-11

禁帯出文書と帯出可能文書の範囲又は記載内容を見直すべき。

第10- Ⅳ-2

- ① 財務規則に従い現物の廃棄処分も確実に実施すべき。
- ② 実在し使用されている物品は、勝手に消去せず管理台帳にもれなく記載すべき。

第10-IV-5

美術工芸品の評価額の決定については曖昧な点がある。

過去に寄付を受けたものであっても、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に記載すべき。

第10-11-6

薬品リスト (在庫量も含めて) や,薬品庫の入退出記録を作成し,管理すべきである。また,実験室の使用許可の記録も作成すべき。

水戸第一高等学校

第10-I-1

団体費の出納についても、新たに現金出納帳を作成し適時に記載し、現金残高の確認をすべき。

第10 - I - 3

通勤手当については、実費弁償的な金額であれば源泉徴収による課税対象とはならない。

第10 - I - 3

謝金・報酬は適正に源泉所得税を徴収し、納税しなければならない。

第10-Ⅲ-1

- ① 校長による禁帯出、帯出可の区別をすべき。
- ② 個人情報に係る電磁的データは外部メディアに保存すべき。
- ③ 個人情報保護に関する研修を定期的に実施すべき。

第10-Ⅲ-1

個人情報取扱規程については、実態(LAN環境)に合ったものにすべき。

第10-Ⅲ-2

個人情報保有事務登録簿を採用し、保有個人情報の管理すべき。

第10-Ⅲ-3

- ① パスワードの定期的な変更ルールを策定すべき。
- ② 紙媒体及び電磁的データともに保存期間、廃棄方法等のルールを策定すべき。

第10-11-2

過去に寄付を受けたものも、評価額算定を県担当部局に相談し、すべて備品一覧表に記載すべき。

第10-11-3

定期的に棚卸をして薬品の年限の管理を行い、不用な薬品はきちんと処分すべき。

友部高等学校

第10-I-2

学校として処分可能な資金については、資金の利用の有無にかかわらず、毎年度1年間の収入支出を取りまとめ、学校長に決算報告すべき。

第10 - I - 3

学年会の管理について、資料の保管は事務局で責任を持って行うべき。

第10-I-4

預金利息はすべて当該年度内に計上すべき。

第10-Ⅲ-1

- ① 事務室や職員室のパソコンで保存されている生徒情報や教職員情報については、県全体で統一した個人情報管理ソフトを利用すべき。
- ② バックアップ DVD は耐火金庫内に保管したり、二重のバックアップを保管するなどの対策をすべき。

第10-Ⅲ-4

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を交わすべき。

第10 - IV - 1

年に一度(夏休み等)は備品一覧表と現物のチェックを実施すべき。

第10 - IV - 2

薬品棚がある準備室の鍵は、別途管理すべき。

太田第一高等学校

第10-Ⅲ-1

バックアップ媒体は事務室の耐火金庫に保管すべき。

第10-Ⅲ-2

USB メモリ等保存データの持出は原則不可とし、やむを得ない場合は貸出簿で管理すべき。

第10-Ⅲ-3

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-IV-1

年に一度(夏休み等)は備品一覧表と現物の突合を行うべき。寄付を受けたものすべて評価額算定を県の担当 部局等に相談し備品一覧表に掲載すべき。

第10-1V-4

使用不能と見られる古い薬品は、速やかに廃棄すべき。

鉾田第一高等学校

第10-Ⅲ-4

パスワードの変更及び管理を学校の責任の下に行うべき。

第10-Ⅲ-4

個人の USB メモリ持込を学校として把握し管理を徹底すべき。個人の USB メモリは校内に持ち込まないことを検討すべき。

第10-1V-1

備品の管理番号は確認しやすい所に貼付するべき。

江戸崎総合高等学校

第10-I-2

100周年記念事業会計については、高校事務室の支援で管理レベルを高めたうえで、同窓会会計の特別会計として管理すべき。

第10-Ⅱ-2

- ① 「出張復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。
- ② 「出張復命書」提出後、翌月までには精算して支給するよう努めるべき。

第10-Ⅲ-3

- ① 外部取引業者との間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべき。
- ② 学校における全ての名簿等の個人情報を把握,管理すべき。

第10-Ⅲ-4

データの保存については義務規定にすべき。管理簿等を作成し、データの管理を徹底すべき。

第10-IV-1

マシニングセンタ本体の鍵は別管理すべき。

第10- Ⅳ-2

現物と備品一覧表を速やかに突合できるようにすべき。

第10-1V-4

直ちに鍵の管理方法を是正すべき。

第10 - IV - 4

鍵の保管庫を直ちに修復し、鍵の管理を徹底すべき。

水海道第一高等学校

第10-Ⅱ-2

県は、計算合理化のため旅費計算のソフトを県下全校が利用できるよう早急に改良して配布すべき。

第10-Ⅲ-1

バックアップ媒体は事務室の耐火金庫等に保管すべき。

第10-Ⅲ-2

USBメモリ等の保存データの持出については原則不可とし、やむを得ず持ち出す場合は、持出管理表により管理すべき。

第10-Ⅲ-3

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10 - IV - 1

寄付を受けたものも評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に掲載すべき。作者やタイトルを記載した名札等で当校にゆかりのある人々からの寄付であることを在校生に紹介すべき。

第10-1V-2

- ① 薬品庫の鍵は、管理を徹底すべき。
- ② 薬品の点検実施の際は、薬品管理台帳の残量の記録を更新させるべき。

勝田工業高等学校

第10-I-4

- ① ユニフォーム積立についても生徒会会計と合わせて決算報告すべき。
- ② 振興費及び入学寄付金については毎期決算し PTA など関係者への報告を行うべき。

第10-Ⅱ-2

県は、計算合理化のため旅費計算のソフトを県下全校が利用できるよう早急に改良して配布すべき。

第10-Ⅱ-2

- ① 「出張復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。
- ② 「出張復命書」の提出後翌月までに精算して支給するよう努めるべき。
- ③ 「出勤簿」の押印、チェックは正確に行うべき。
- ④ 県から各学校への(旅費)予算令達は速やかに実施すべき。

第10-Ⅲ-1

個人情報の取扱いに関する現場レベルに対応したマニュアルが必要である。

第10-Ⅲ-3

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-Ⅲ-4

- ① 個人情報の取扱に関して外部業者との契約を徹底すべき。
- ② 部活動等で作られる名簿は学校として全てを把握し管理すべき。

第10-Ⅲ-6

学校として ID・パスワードの変更を一元管理すべき。

第10-Ⅲ-7

私物パソコンの管理を徹底すべき。

第10-Ⅲ-8

- ① 指導要録の管理をロッカーから耐火金庫へ変えるべき。重要書類の持出リストを作成し、紛失や滅失防止に努めるべき。
- ② パソコンからの印刷物の管理を徹底すべき。データの持出記録がとれるようパソコンの設定を行うべき。

第10-Ⅲ-9

USBメモリの管理を徹底すべき。

第10-Ⅲ-10

文書ごとの帯出者リストを作成し管理すべき。『帯出可能文書』と「実際に帯出している文書」にある食い違いを一致させるべき。

第10-11-2

マシニングセンタ本体の施錠をすべき。更に起動の電源も別部屋とすべき。

第10-11-2

アルミの作業屑の記録簿を作成し管理を徹底すべき。再利用の記録簿も不可欠である。

第10-1V-3

備品は管理番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。

第10-1V-4

寄付受入を財務規定に則り適正に行うべき。

第10-IV-5

早急に実地棚卸を行い在庫状況の把握と増減の履歴がとれるよう帳簿を作成すべき。

総和工業高等学校

第10-I-2

同窓会費として徴収した資金を学校長の裁量で処分することは望ましくなく、学校として同窓会が機能するよう卒業生に働きかけるべき。その間の支出は停止すべき。なお同窓会が稼働しないときは卒業時の同窓会費徴収をとりやめるべき。

第10-I-2

今後、年度末において「工業基礎口」と「書道会計」に残高が生じた場合、学年会計に戻して清算すべき。

第10-Ⅲ-2

学校長は、部活動等で作成された名簿等個人情報の全てについて把握し管理すべき。

第10-Ⅲ-3

パソコンで作成された電子データの管理を強化すべき。USBメモリは認証を受けているもの以外データ引出することができないように措置を行い、更にデータの作成・更新・複製・持出について全ての履歴を追えるようにすべき。

第10-Ⅲ-4

私物パソコンの持込は絶対的に禁止すべき。パソコンの持込状況確認を定期的に行い管理を徹底すべき。

第10-Ⅲ-5

- ① USBメモリの管理を徹底すべき。
- ② USBメモリを購入し職員に渡す際には、番号を付し引換書を作成し、使用者に自署押印をしてもらい注意 事項を確認し、管理簿に記載した後に渡すようにすべき。
- ③ 年度末には一度回収し、再度貸出手続をするといった管理体制を整備すべき。

第10-11-2

財務規則に従い現物の廃棄処分も確実に実施すべき。

第10-IV-4

使用不能であっても劇薬や危険物に該当する薬品も多く、速やかに処理すべき。

真壁高等学校

第10-Ⅲ-2

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-Ⅲ-3

- ① 個人情報保護のため、取引業者間との契約書や誓約書の取り交しを徹底すべき。
- ② 学校長は学校内で取扱われる全ての個人情報について把握すべき。

第10-Ⅲ-4

保存データの管理を厳重にすべきである(鍵箱の施錠等も含めて)。保存データの持出は原則不可とし、やむを得ない場合は持出管理表により管理すべき。

第10-Ⅲ-5

パスワードの変更が分かる管理簿を作成すべき。

第10-Ⅲ-6

データについては事務室の耐火金庫にも保管すべき。

第10-Ⅲ-8

サーバールームが無い場合でも入退出管理簿を作成し管理を徹底すべき。

第10-Ⅲ-9

USBメモリの管理を徹底すべき。

年度末には回収し、再度貸出手続をするといった管理体制を整備すべき。

第10 − IV − 1

年に一度(夏休み等)は備品一覧表と現物の突合を行うべき。

第10-11-2

薬品庫の鍵は別管理すべき。薬品の棚卸を年1回行い使用不能の薬品処分も検討すべき。

古河第一高等学校

第10 - I - 1

口座開設時の一時立替金については、開設後に速やかに引き出し常に通帳残高と出納帳残高は一致させておくべき。

第10-Ⅲ-2

個人情報保護の研修は定期的に行い、実施記録を保存するべき。

第10-Ⅲ-3

学校長は,個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-Ⅲ-4

生徒名簿はナンバリングと授受簿により管理すべき。

第10-Ⅲ-5

ID・パスワードの設定及び変更管理は学校の管理下に置くべき。

第10-Ⅲ-7

- ① パソコン持出は例外扱いとし長期貸出は不可とすべき。
- ② 保存データ持出は原則不可とし、やむを得ない場合は持出管理表により管理すべき。
- ③ 成績管理システムのLANがあるパソコンルームの入退出記録簿を作成し管理すべき。

第10-11-2

過去に寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に記載すべき。

第10 - V - 2

業務日報等を策定すべき。

下妻第二高等学校

第10-I-1

- ① 現預金の全てについて出納帳を作成すべき。
- ② 収入について未確定であっても仮受処理により現金残高を合わせるべき。

第10-I-3

備品等は本来学校が負担すべきであり、後援会等が負担した場合は現物寄付として扱うべき。

第10-1-3

甲子園出場寄付金の寄付者リスト金額と決算書収入金額を照合すると決算書の方が少なかったので、速やかに 原因を調査し是正すべき。

第10 - Ⅱ

原始帳簿等の記載は正確に行うべき。

第10-Ⅲ-2

個人情報保護の研修は定期的に行い、実施記録を保存しておくべき。

第10-Ⅲ-3

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-Ⅲ-4

生徒名簿はナンバリングと授受簿により管理すべき。

第10-Ⅲ-5

- ① 特定の教職員に依存したシステムではなく、県がシステムを検討し推奨すべき。
- ② 個人依存のシステムは、コントロールを組み込んでいないため脆弱性が高い。

第10-Ⅲ-7

- ① パソコン持出は例外扱いとし、長期貸出は不可とすべき。
- ② 保存データ持出は原則不可とし、やむを得ない場合は持出管理表により管理すべき。
- ③ 成績管理システムのLANがある別室の入退出は管理すべき。

第10-IV-3

薬品の動きと台帳数量の動きを一致させるとともに定期的に棚卸を行うべき。古い薬品処分の記録を残すべき。

第10-V-2

業務日報を策定すべき。

竜ヶ崎第一高等学校

第10-I-3

進路後援会負担の課外講座の給与は源泉徴収すべき。

第10-Ⅱ-2

「出勤簿」押印の確認、「休暇カード」の確認は正確に行うべき。

第10-Ⅲ-1

個人情報に係る文書は、校長による禁帯出又は帯出可の指定をすべき。

第10-Ⅲ-2

- ① 個人情報保有事務登録簿を作成すべき。
- ② 生徒名簿はナンバリングと授受簿により管理すべき。

第10-Ⅲ-3

- ① 施錠不能な紙文書の保存ロッカーの鍵は交換等の措置を図るべき。
- ② LAN 環境へログインする際のパスワードは、定期的変更ルールを策定すべき。

第10-11-1

使用不能物品は棄却手続を実施すべき。

第10- Ⅳ-2

現物寄付物品は適正価額で評価して受入れるべき。

第10 - V - 2

業務日報等を作成すべき。

潮来高等学校

第10-I-1

購買部会計の残余資金の今後の取扱を検討し、資金の使途等を明確に記録・保存すべき。

第10-I-1

外部講師への報酬(教育後援会費)支払は源泉所得税を徴収すべき。

第10-Ⅱ

出張等に付随する諸届け資料等を網羅的に確認し誤りがあれば直ちに訂正しなければならない。

第10-Ⅲ-1

個人情報保護の研修は定期的に行い、実施記録を保存しておくべき。

第10-Ⅲ-2

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-Ⅲ-3

パソコンはID・パスワードによりアクセスコントロールするとともに、パスワードは定期的に変更すべき。

第10- Ⅲ-5

私物パソコンとUSBメモリ持出は原則不可とし、やむを得ない場合は持出管理表により管理すべき。

第10-10-1

- ① 物品の棚卸は毎年行い、備品管理台帳の記載物品が存在しているか、記載漏れはないか等を確認し、管理を徹底すべき。
- ② 物品の棚卸で管理番号の貼付を確認すべき。
- ③ 廃棄ルールを再度規定し、旧式OSに対応したアプリケーションソフトは棄却すべき。

第10-11-2

過去に寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に記載すべき。

第10-11-3

薬品室の鍵は別室に保管する等細心の注意を払うべき。

並木高等学校・並木中等教育学校

第10-1-1

団体費の出納についても新たに現金出納帳を作成し適時に記載し、現金残高の確認をすべき。

第10-I-3

給食費会計の収支報告書を作成すべき。

第10-I-3

講師謝金は、源泉所得税を徴収し納税しなければならない。

第10 - I - 3

団体費等会計に係る検査報告書に、適正な収支報告書が作成され監査を受けていることを義務付ける項目を付け加えるべき。

第10-Ⅱ

年休等に付随する諸届け資料等を網羅的に確認し誤りがあれば直ちに訂正すべき。

第10-Ⅲ-2

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10 - Ⅳ - 1

- ① 備品管理台帳記載の物品や記載漏れの有無,物品が使用に耐えうるか等を責任者を決めて確認し管理を徹底すべき。
- ② 棚卸の際には管理番号の貼付を確認すべき。

第10-11-2

過去に寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に記載すべき。

日立第一高等学校

第10-I-1

団体費の出納についても新たに現金出納帳を作成し適時に記載し、現金残高の確認をすべき。

第10-I-3

講師謝金は、源泉所得税を徴収し納税しなければならない。

第10-I-3

学校内における会計単位は資金収支を明確にし、年度末には収支報告書を作成し、監査を受け適正な会計をすべき。将来発生する費用負担のためであれば別途管理し、他の使途に使用されることなく留保するべき。

第10-I-4

給食費コスト削減策として調理の外部委託を検討すべき。

第10-Ⅱ-2

- ① 「出張復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。
- ② 「出張復命書」の提出後翌月までに精算支給するよう努めるべき。
- ③ 「出勤簿」の押印、チェックは正確に行うべき。

第10-Ⅲ-2

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-Ⅲ-3

サーバの部屋への入退出記録を取り厳重に個人情報を保護すべき。

第10- Ⅳ-1

- ① 備品管理台帳記載の物品や記載漏れの有無等を確認し管理を徹底すべき。
- ② 棚卸の際には管理番号がきちんと貼付されているか確認すべき。
- ③ 廃棄ルールを再度規定し楽器等は売却可能であれば売却し、不可能であれば廃棄の手続を速やかに実施すべき。

第10-IV-2

過去に寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一覧表に記載すべき。

第10-IV-3

早急にポリタンクの廃液は処分するかポリタンクは鍵の掛かる薬品室へ移動するべき。

勝田養護学校

第10-I-2

団体会計から学校が負担すべき備品等を支出している場合は、現物寄付受入手続を行うべき。

第10-Ⅱ-2

- ① 「出張復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。
- ② 「出張復命書」の提出後翌月までに精算支給するよう努めるべき。
- ③ 「出勤簿」の押印、チェックは正確に行うべき。

第10-Ⅲ-4

速やかに校内LANのパスワード変更を実施するとともに、変更ルールを策定すべき。

第10-11-2

① 寄付受入れに関する手続につき適正に行うべき。

第10-IV-4

管理物品の現物確認、管理番号の貼付状況等を定期的に確認し、適正に管理すべき。

結城養護学校

第10 - I - 1

給食費会計や旅行積立金会計などの出納帳を通帳と領収書をもとに作成すべき。

第10-Ⅲ-1

バックアップ媒体を耐火金庫へ保管しておくべき。

第10-IV-1

パソコンの廃棄処分において、分解したパソコンの写真を書類に添付するなどし分解廃棄の証拠を残すべき。

水戸養護学校

第10-I-2

周年事業の積立金については、PTAの特別会計とするなどによりPTA会員に対し決算報告すべき。全会員が残高を把握できるよう取扱いを改めるべき。PTAに帰属すべき資金であれば、管理する通帳名義はPTA役員名とすべき。

第10-Ⅲ-3

① 県立こども福祉医療センターとの間で個人情報の取扱いに関する取決め・ガイドラインを作成すべき。

第10-Ⅲ-5

USBメモリの管理体制を早急に整備すべき。

第10-IV-3

技術室の施錠を徹底すべき。早急に改善すべき。

第10-11-3

- ① 電気窯を直ちに修繕すべき。大至急修繕・買換え・使用停止の処置等を指示すべき。
- ② ガス釜の扉を閉めて「施錠」は徹底すべき。

第10-Ⅳ-4

化学薬品の実地棚卸をし管理を徹底すべき。使用不能な薬品は適正に処分すべき。

第10 - V

教員評価制度の有効性をより高めるための手法を早急に検討すべき。

つくば養護学校

第10 - I - 1

団体費の出納も新たに現金出納帳を作成し適時に記載し現金残高の確認をすべき。

第10-I-]

(団体費会計についても) 学校運営上得た収入であることから適正に経理処理すべき。

第10-I-3

講師謝金は、源泉徴収し納税しなければならない。

第10-I-3

給食費会計は適正範囲の繰越残高があってしかるべきで、無理に収支差額0にする必要はない。年度末に在庫表を作成するべき。

第10-I-3

- ① 教職員からの(給与食費の)徴収が生徒(中・高)と同額であるのは改善の余地がある。
- ② 民間業者に外注・市立の給食センターの利用・指定管理者制度の導入等をコスト削減のため検討すべき。

第10-Ⅱ-2

- ① 旅費を支給するか自己負担かは、その都度規定に沿って速やかに判断すべきことであり、予算残高によっ て後日判断すべき問題ではない。
- ② 「出張復命書」の提出後翌月までに精算して支給するよう努めるべき。
- ③ 「出勤簿」と「出張復命書」のチェックは正確に行うべき。

第10-Ⅱ-2

県は、計算合理化のため旅費計算のソフトを県下全校が利用できるよう早急に改良して配布すべき。

第10-Ⅲ-1

早急に文書情報を鍵つき書棚に保管すべき。職員室への部外者入退出記録を取るべき。

第10-Ⅲ-2

学校長は、個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。

第10-1-1

県は建物内にある備品の明細書を学校に提示し、管理を徹底するよう指導すべき。

廃液も使用前薬品同様に鍵の付いた戸棚に保管する等厳重に管理すべき。

第10 - V - 2

学校評価に関し、アンケート結果の検討と今後の対策を協議し、その過程や結論を議事録に残して後日の確認 資料とすること。改善策の実施は、常に進捗状況を把握し計画の実現に努めるべき。

58			次		報 界	3 2206 万	平成 22 年 8 月 16 日	1 (月曜日)
担当部・課	教育庁総務課	基づく措置等	総務事務集約化に伴い,全庁的に平成23年度から現行よりも簡便で,合理的な新費制度・システムが導入される。	全庁的に平成23年度から現行よりも簡便で, 合理的な新、される。				
監貨精米報告への対応		指摘事項に	総務事務集約化に伴い, 全庁的に平成5旅費制度・システムが導入される。	総務事務集約化に伴い, 全庁的に平成2 旅費制度・システムが導入される。				
半成21年度包括外部監査結果報告への対応監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第5. 現預金管理及び給与支払い事務について 2. 給与等支払い事務 (2) 出張旅費について ② 事務処理合理化のため, 県から統一した最新の計算ソフトを全校に配布 すべきである。	第10-Ⅱ-2 【水海道第一高等学校,勝田工業高等学校,つくば養護学校】 県は,計算合理化のため旅費計算のソフトを,県下全校が利用できるよう早急に 改良して配布すべきである。				

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	_		
監査のテーマ	祖・ 場・ 出		
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	教育庁財務課		
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置	貅	
第4. 学校別コストについて 1. 学校別コスト計算の重要性 県は「学校別コスト計算書」を毎年作成し、コスト削減につなげる手段とす スネ	厳しい財政状況の下で,質の高い教育活動を進めるため,学校別のコスト計算書を作成し,教職員のコスト意識の向上や限られた財源の有効かつ効果的な活用等を図えてアナナ	学校別のコスト計算書 かつ効果的な活用等を	
、E。 第5. 現預金管理及び給与等支払い事務について			茨
 現預金管理 監査の結果 少額物品の購入に際しては、一定期間まとめて承認手続きをとる等事務処理コストの削減を図るべき。 	物品調達に関してはまとめて発注するなど, 調達に係る事 努めていくこととした。	調達に係る事務処理コストの削減に	城県
第7.物品管理について 物品は財務規則に則り管理番号を貼付し,現物確認できるようにすべき。また, 定期的な現物確認(棚卸)を実施し,備品台帳と照合すべき。	備品については, 財務規則に則り管理番号を貼付し管理の徹底を図ることとした。 また, 定期的な現物確認については年に1回以上, 現物確認を行うよう各学校の 指導を徹底していくこととした。	放底を図ることとした。 認を行うよう各学校の	報 第 2206 号
工業高校等では、刃物を多用するマシニングセンタを導入しているが、事故が起こらないよう施錠と起動電源の管理は厳密に行うべき。	機械が設置してある教室の施錠やマシニングセンタの電源管理を徹底し、事故が起こらないよう各学校を指導していくこととした。	管理を徹底し, 事故が	· 平成 22 年 8)
P T A や後援会等から現物寄付を受け入れた場合には,確実に受入手続きを実施 し,絵画等は美術年鑑等を参考に評価し合帳に記載すべき。	「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し,寄付受入手続き及び適正な物品等の管理を徹底することとした。	,寄付受入手続き及び	月 16 日(月曜日)
			59

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応
監査のテーマ	担当部・課
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	教育庁財務課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
【土浦第一高等学校】 第10-IV-5 美術工芸品の評価額の決定については曖昧な点がある。 過去に寄付を受けたものであっても、評価額算定を県の担当部局等に相談し、す べて備品一覧表に記載すべき。	「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 適正な物品等の管理を徹底することとした。
【水戸第一高等学校】 第10-IV-2 寄付を受けたものも, 評価額算定を県の担当部局等に相談し, すべて備品一覧表 に掲載すべき。	
[太田第一高等学校] ※10 TV 1	+ 報
毎10-IV-1 年に一度(夏休みは等)備品一欄表と現物の突合を行うべき。 寄付を受けたものも,評価額算定を県の担当部局等に相談し,すべて備品一覧表 に掲載すべき。	定期的な現物確認については年に1回以上,現物確認を行うよう各学校の指導を 徹底していくこととした。 「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し,寄付受入手続き及び 適正な物品等の管理を徹底することとした。
【水海道第一高等学校】 第10-IV-1 寄付を受けたものも,評価額算定を県の担当部局等に相談し,すべて備品一覧表 に掲載すべき。 作者やタイトルを記載した名札等で当校にゆかりのある人々から寄付であること を在校生に紹介すべき。	本 適正な物品等の管理を徹底することとした。 また, 作者やタイトルを記載した名札等を作成し, 在校生に紹介することとした。 191 191 191 191 191 191 191
【勝田工業高等学校】 第10- II - 2 ④ 県から各学校へ(旅費)予算令達は速やかに実施すべき。	国 別途予算配分する旅費については、早期令達をするなど適正に執行できるように 努めることとした。

県立学校に係る財務事務及び事務の執行について 指摘事項の概要 (勝田工業高等学校】 第10-N-4 寄付受入を財務規定に則し適正に行うべき。 (古河第一高等学校】 第10-N-2 過去に寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品 (電ヶ崎第一高等学校】 類10-N-2 現物舎付物品は適正価額で評価して受入れるべき。 週面正な物品等 (134年を入るでき)	指摘事項に基づく措置等 高正な物品等の管理を徹底することとした。 「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 適正な物品等の管理を徹底することとした。 「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 適正な物品等の管理を徹底することとした。
指摘事項の概要 等学校】 等学校】 等学校】 を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品 すべき。 品は適正価額で評価して受入れるべき。 適」	指摘事項に基づく措置等 (要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 等の管理を徹底することとした。 (要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 等の管理を徹底することとした。 (要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 、(要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び
等学校】 財務規定に則し適正に行うべき。 等学校】 を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品 すべき。 高等学校】 品は適正価額で評価して受入れるべき。	大要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 等の管理を徹底することとした。大要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 等の管理を徹底することとした。大要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 、要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び
財務規定に則し適正に行うべき。 等学校】 を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品 すべき。 高等学校】 品は適正価額で評価して受入れるべき。	、要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 等の管理を徹底することとした。 、要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 等の管理を徹底することとした。 、要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 、要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び
等学校】 を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品 すべき。 高等学校】 品は適正価額で評価して受入れるべき。 適別	及方針」を制定し、 及方針」を制定し、 及方針」を制定し、
を受けたものも, 評価額算定を県の担当部局等に相談し, すべて備品すべき。 すべき。 高等学校】 品は適正価額で評価して受入れるべき。 適加	及方針」を制定し、及方針」を制定し、及方針」を制定し、
高等学校】 品は適正価額で評価して受入れるべき。 越1	、要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し,寄付受入手続き及び
品は適正価額で評価して受入れるべき。 適コ	、要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し,寄付受入手続き及び
[通长中经沙汰]	適正な物品等の管理を徹底することとした。
[柳木貞寺子仪] 第10 - IV - 2	
過去に寄付を受けたものも, 評価額算定を県の担当部局等に相談し, すべて備品 「	「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し,寄付受入手続き及び適正な物品等の管理を徹底することとした。
[並木高等学校・並木中等教育学校] 第10- IV - 2	
過去に寄付を受けたものも、評価額算定を県の担当部局等に相談し、すべて備品一、寄付受入一覧表に記載すべき。 適正な物品等	「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し,寄付受入手続き及び 適正な物品等の管理を徹底することとした。

62				<i>''</i>		学R	界 2206 万	平成 22 年 8 月 16 日	(月曜日)
査結果報告への対応	祖当部・課	教育庁財務課	指摘事項に基づく措置等	「寄付受入要項」及び「美術工芸品の取扱方針」を制定し、寄付受入手続き及び 適正な物品等の管理を徹底することとした。	工事価格からの適正な評価額の算出方法について、今後、関係各課等と調整し、備品として管理することとした。				
平成21年度包括外部監査結果報告への対応	監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	【日立第一高等学校】 第10-IV-2 過去に寄付を受けたものも, 評価額算定を県の担当部局等に相談し, すべて備品 一覧表に記載すべき。	[つくば養護学校] 第10-IV - 1 県は建物内にある備品の明細書を学校に提示し, 管理を徹底するよう指導すべき。				

監査のテーマ	祖宗默·維		
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	教育庁高校教育課		
	教育庁特別支援教育課	謂	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等		
第4. 学校別コストについて 2. 学校別コストの解析 (3) 各学校の傾向 学校統廃合の判断基準として,生徒1人当たりコストの推移を活用すべき	適正規模(1学年4~8学級)未満の高校は統合の検討対象となり,適正規模の考え方には,生徒数の少ない学校の統合を進めるというコスト削減の視点が含まれていることから、今後とも、 鉢合の判断事業は「学校相構」及び「在往粉」とする	: り, 適正規模の (の視点が含まれ ************************************	茨
		M-3X-1	城
教職員全員にパソコンによる業務日報作成を義務づけ, 校長が所属教職員 の業務実態を把握し, 業務の効率化と教職員の負担軽減を図るべき。	業務日報作成の趣旨は理解するが、全県立学校への統一的な日報システム導入には、パソコンの整備等に莫大なコストを要することや、教員一人ひとりの報告作業と管理職の分析作業に負担が生じることから困難である。 そのため、それに代えて勤務実態調査・面談を通した業務実態の把握による教職	システム導入にとりの報告作業把握による教職	県 報
	員の負担軽減を図ることとした。		4
第5. 現預金管理及び給与等支払い事務について 1. 現預金管理			第 2206 号
(2) 監査の結果① 団体費については、現預金出納帳を作成し、決算報告をするよう指導すべき。	PTA等の任意団体の経理については、現行制度上、監査権限が及ばない部分であると考えているが、指摘事項については、その趣旨に添った対応をするよう助言することとした。	監査権限が及ばない部分で :添った対応をするよう助言	平成 22 年
② 県は、本来県が負担すべき支出については団体負担を避けるべき。	緊急的に必要が生じた校舎修繕等の本来県が負担すべき経費については, と協議し, 予算確保に努めるよう助言することとした。	いては、関係課	8月10日
③ 講師等に支払う謝金については、源泉徴収を行うべき。	源泉徴収するよう助言することとした。		(月曜日)
			63

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応	
監査のテーマ	祖・끯宗田	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	教育庁高校教育課	
	教育庁特別支援教育課	講
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第5. 現預金管理及び給与等支払い事務について 2. 給与等支払い事務について (2) 出張旅費について ① 「出張旅費について	学校長会議など機会を捉え出張復命書の揮滞のない提出の徹底を指導すること	拾賞することと
)	した。	
第6.個人情報保護対策について個人情報保護対策は、特定の人に依存するのではなく、組織で行うべき。	校内研修で利用できる教材等を提供し、組織として対応できる体制作りを支援することとした。	制作りを支援す
リスク分析を行ってシステムを構築すべき。	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン(平成17年4月茨城県教育委員会)」は制定から5年が経過しており,内容について見直すことを検討している。それに伴い各校で利用しているシステムを把握し,システムのあり方についても検討する。	イン (平成17年 ついて見直すこ し,システムの
定期的に第三者がそのシステムを検証し、その妥当性を検証する仕組みを構築すべき。	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン(平成17年4月茨城県教育委員会)」の見直しに伴い,システムの妥当性を検証する仕組みについても検討する。	イン(平成17年証する仕組みに
個人情報保護に関する定期的な研修を行うべき。	個人情報保護に関する校内研修を支援する教材を提供し,各校の研修実施状況について報告を求めるプログラムを作成した。	研修実施状況に

				<u> </u>	城	県 報 第22	206 号 平成 22 年 8 月 16 日 (月曜日)	65
結果報告への対応	担当部・課	教育庁高校教育課	指摘事項に基づく措置等	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン(平成17年4月茨城県教育委員会)」の見直しに伴い、個人情報保護に配慮した校内ネットワークのあり方を検討し、校内ネットワーク及びICT機器整備の標準仕様を提示する。	個人情報保護に関する教員研修を通し、情報を外部へ持ち出す際の留意点を徹底 することとした。	各学校に対し、薬品の保有量を年度内に把握し、管理簿に記載するよう指示する。 薬品庫の鍵については、事務室のキーボックス等に保管することを徹底する。 を入れたポリタンクについては、実験終了後に必ず薬品庫などに格納することを徹 底する。	教員評価の目的である「教員一人ひとりの資質の向上」と「学校全体の活性化」を図るためには、評価結果を次年度の目標へ反映させることが重要であると考えている。 そのため、各学校において、評価結果を分析し、課題や改善点を明らかにした上で次年度の目標設定と行動につなげられるよう、マニュアルの充実を図ることとした。	
平成21年度包括外部監査結果報告への対応	監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第6. 個人情報保護対策について ① 重要なデータや個人情報は,アクセス制限を図るべき。	② USBメモリ等外部に持ち出せるものは、パスワードの保護により、情報漏洩のリスクを減少させるべき。	第7. 物品管理について 薬品の定期的な棚卸が行われていないためを数量が把握できない。薬品庫の鍵管 理が十分でない。実験使用後の廃液の保管が不十分な例もあった。	第8. 給与制度及び教職員評価制度について 2. 教職員評価制度 (5) 所見 (5) 所見 (5) 所見 (6) 対域県では、「新しい教員評価の手引き」を作成しているが、さらに「評価結果の活用手引き」を作成し、次年度以降の改善につなげる方法を示すべき。	

66			茨 城	県報	第 2206 号 平成 22 年 8 月 16 日 (月曜日)
た 報告 報告 プログロ 日子 報告 日子 日子 明 日子 明 日子 明 日子 明 日子	教育庁高校教育課	指摘事項に基づく措置等	地方公務員については、法律上勤務評定が義務付けられている。 また、評定結果に応じた措置を行うために実施する従来の「勤務評定」と、学校 の活性化と教員等の資質向上をねらいとする本県の「新しい教員評価」は、それぞれ別の制度として行っているものであり、ともに職務の状況を観察して行うものと	い、 ITボル まずらにがると考えている。 い、目的の達成につながると考えている。 「新しい教員評価制度」については、平成18年度からの3年間の試行を踏まえ、 平成21年度から実施に移行した。	学校評価の自己評価にかかわる生徒、保護者または地域住民などへのアンケート等は全ての学校で実施されているが、有効に活用されていない例もある。 学校教育基本方針説明会および教務主任会議や学校訪問などの機会に、 ① 生徒、保護者、地域住民などへのアンケートの適切な実施 ② アンケートの結果を分析するとともに、課題等について職員間で共通理解を図ること 3 それらを自己評価・学校関係者評価において適切に活用することについて指導・助言していく。
半成21年度包括外部監査結果報告への対応 監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第8. 給与制度及び教職員評価制度について 2. 教職員評価制度 (5) 所見 ② 県は、「新しい教員評価制度」を試行して3年が経過するが、現場の事務負担軽減及び将来への不安払拭のため、可及的速やかに従来の「勤務評定」との併用を止めるべき。	③ そのためには、県は現場の意見を聞きながら、この3ヵ年の試行を総括して「新しい教員評価制度」を整備し、本格的導入を急ぐべき。	第9. 学校評価制度について 2. 茨城県の状況 (1) 監査の結果 学校評価では, 生徒, 保護者, 地域住民など外部評価を積極的に活用すべき。

業· 끯宗莊	教育庁高校教育課	基づく措置等	学校評価を、単なる形式的な作業に陥らせることがないよう、評価項目の重点化等を行い、 P D C A サイクルを適切に機能させることについて、学校訪問や学校教育指導方針説明会において指導する。 教務主任会議等で、評価項目の重点化を行っている先進的学校の事例を紹介するなどして実効性のある学校評価の実施について指導・助言していく。				
LONGE TO SECULATION LEVEL AND AN AND AN AND AN ANALYSIS OF THE		指摘事項に	学校評価を、単なる形式的な作業に陥らせることがないよう、評価等を行い、 PDCAサイクルを適切に機能させることについて、学述育指導方針説明会において指導する。 教務主任会議等で、評価項目の重点化を行っている先進的学校の真などして実効性のある学校評価の実施について指導・助言していく。				
- MALTY COTT TO END	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	等9. 学校評価に関する所見 3. 学校評価に関する所見 学校評価は、結果報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評学校評価は、結果報告書の作成自体が目的化するといった「評価のための評価」に陥ることなく今後の改善につなげる取り組みが重要である。いわゆるPDCAサイクルを回していけるよう、県が学校に対して適切な指導・助言をすべき。				

3				茨 :	城 県 ハロ2 ハロ2	報 	第 2206 号 コ 。 、 か	平成 22 年 8	
祖・銀・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・路・	教育庁高校教育課	指摘事項に基づく措置等	主管課において,速やかな予算令達に努めることとした。		県全体で統一した個人情報管理ソフトを利用する有用性については理解するが、システムの構築等に莫大なコストと時間を要するため困難である。 毎年, 茨城県高等学校入学者選抜事務手引書において「学力検査におけるコンピュータの扱い」について通知」でおり、学籍等理におけるコンピュータの扱い」について通知」でおり、学籍等理におけるコンピュータの扱い。	ロコープンググ・コイン・ヘルゴのへおう、 予報日至におり あっと ロコープングランででも 同規程を準用し徹底することとした。	サーバー機能を有するハードディスクを職員室とは別のサーバー室に設置し, LANにより職員室の専用パソコンとを結び, 成績処理用ネットワークを構築する。今後, さらに別室にバックアップ用のハードディスクを設置することとした。	同じバックアップDVDを事務室耐火金庫にも保管し,二重のバックアップ体制図ることとした。	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン(平成17年4月茨城県教育委員会)」に基づいて現場レベルに対応したマニュアルを作成することとした。
			主管課において,		県全体で統一しア システムの構築等に 毎年, 茨城県高	- ニューンの次で1000 ついても同規程を単	サーバー機能を4 A N により職員室の 今後,さらに別室い	同じバックアッソを図ることとした。	「学校における5 年4月茨城県教育3 ることとした。
監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	「勝田工業高等学校】第10-II-2② 旅費については,「出張復命書」の提出後翌月までに精算して支給するよう努めるべき	[友部高等学校] 第10-m-1	7710 m 1 ① 事務室や職員室のパソコンで保存されている生徒情報や教職員情報については、県全体で統一した個人情報管理ソフトを利用すべき。		② バックアップDVDは耐火金庫内に保管したり,二重のバックアップを保管するなどの対策をすべき。		【勝田工業高等学校】 第10- m - 1 個人情報の取扱いに関する現場レベルに対応したマニュアルが必要である。

監査のテーマ	祖录 銀・端 早 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	教育庁高校教育課		
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等		
【土浦第一高等学校, 友部高等学校, 太田第一高等学校, 水海道第一高等学校, 勝田工業高等学校, 真壁高等学校, 古河第一高等学校, 下妻第二高等学校, 潮来高等学校, 並木高等学校, 日立第一高等学校, つくば養護学校]			
毎10-m-3 学校長は,個人情報を扱う教職員全員と念書を取り交わすべき。	教職員が生徒等の個人情報を取り扱う際の基本的な姿勢は,「茨城県個人情報の 保護に関する条例」(平成17年3月24日茨城県条例第1号)及び「学校における生	城県個人情報の学校における生	茨
	徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン」(平成17年4月茨城県教育委員会)で定められており, 念書を取り交わす必要はないと考える。	月茨城県教育委	- 城
	学校長は、教職員に対して生徒等の個人情報に関する取扱について周知しているが、さらに教員評価における面談においても、生徒等の個人情報に関する取扱について周知徹底することとした。	て周知している 関する取扱につ	
			報
【下妻第二高等学校】第10-皿-5① 特定の教職員に依存したシステムではなく, 県がシステムを検討し推奨すべ	県全体で統一した個人情報管理ソフトウェアを利用する有用性については理解す	ういては理解す	
o AYU	るが,システムの構築等に莫大なコストと時間を要するため困難である。	ある。 とは競争の確保 , 提示すること	
② 個人依存のシステムは, コントロールを組み込んでいないため脆弱性が高い。	県全体で統一した個人情報管理ソフトウェアを利用する有用性については理解するが、システムの構築等に莫大なコストと時間を要するため困難である。 今後は学籍管理を扱うコンピュータ等の環境や、成績処理作業手順等を見直し、 セキュリティに配慮した学籍管理となるよう各校に指示することとした。	らいては理解す ある。 F順等を見直し、 した。	

70		次		弟 2206 亏 平成 22 年 8 月 16 日 (月曜日)
結果報告への対応 担当部・課 あらいは、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	教育庁局校教育課 指摘事項に基づく措置等	より有効性を高める手法については,国や他県の並びに知事部局の動向を見ながら検討していく。	業務日報作成の趣旨は理解するが、全県立学校への統一的な日報システム導入には、パソコンの整備等に莫大なコストと要することや、教員一人ひとりの報告作業と管理職の分析作業に負担が生じることから困難である。それに代えて、勤務実態調査・面談を通した業務実態の把握による教職員の負担軽減を図ることとした。	
半成21年度包括外部監査結果報告への対応監査のテーマ 目立学校に 係え財務重教 D 7/1重教の拗行について	県立字校に徐る財務事務及び事務の製行について 指摘事項の概要	【水戸養護学校】 第10-V 教員評価制度の有効性をより高めるための手法を早急に検討すべき。 ら	【古河第一高等学校,下妻第二高等学校,竜ヶ崎第一高等学校】 第10-V-2 業務日報等を策定すべき。 語	

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	第 2200 号 一下风 22 平 6 月 10 日(月曜日)	1.
半成21年度包括外部監査精米報告への対応担当の1年度の指針・課程等の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度の1年度	教育庁保健体育課 教育庁保健体育課 指摘事項に基づく措置等	調理員の配置状況を踏まえるとともに、夜間課程を置く高等学校における学校給食の目的が達成できる運営方法を今後検討する。	調理にかかる光熱費等を考慮し、指導教員以外の教職員の負担額を検討する。 特別支援学校の給食は、再調理食や刻み食など児童生徒一人一人に対応した調理 が不可欠である。児童生徒の食の安全を確保することを最優先するとともに、調理 員の配置状況を踏まえて検討する。		
	県立学校に徐る財務事務及び事務の執行について指摘事項の概要	【茨城県立日立第一高等学校】 第10- I - 4 給食費コスト削減策として調理の外部委託を検討すべき。	[茨城県立つくば養護学校] 第10-I-3 ① 教職員からの(給与食費の)徴収が生徒(中・高)と同額であるのは改善の 余地がある。 ② 民間業者に外注・市立の給食センターの利用・指定管理者制度の導入等をコ スト削減のため検討すべき。		

72					茨	城県	報	第 2206 号	平成 22	年8月16日	(月曜日)	
 佐結果報告への対応	担当部・課	上浦第一高等学校	指摘事項に基づく措置等	「PTA会計」と同様に精算に係る資料等を一定期間保存することとした。	年4回(4月・7月・10月・1月)棚卸を実施することとした。	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン (平成17年 4月茨城県教育委員会)」に基づいて取扱規程を作成することとした。		平成22年度から個人情報保有事務登録簿を作成し,管理を徹底することとした。	平成22年度からID,パスワードを学校で管理することとした。	財務規則に従い,適切な廃棄処分を実施し,個人情報漏洩のないよう注意を払うこととした。		
平成21年度包括外部監査結果報告への対応	監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第10-I-1 精算にかかる資料,使用していた通帳については,説明責任の履行のためにも学校は一定期間保管しておくべき。	第10-I-2 缶詰や調味料も最低3ヶ月に一度は棚卸を行い必要分だけ在庫とすべき。	第10-皿-1 個人情報の取扱について現場運営に則した取扱マニュアルの作成をすべき。		第10-II-4 学校長は、校内で作られる全ての個人情報について把握すべき。	第 $10-m-6$ I D・パスワードの設定及び変更管理は学校の管理下に置くべき。	第10-m-9 ① パソコンは,財務規則及び個人情報その他の情報保護の観点から適切に廃棄 処分すべき。		

県 茨 城

報

第 2206 号	平成 22 年 8 月 16 日	(月曜日)

					次		- 報	第 2206 亏	平成 22 年 8 月 16 日 (月曜日)	73
査結果報告への対応	業・ 場	土浦第一高等学校	指摘事項に基づく措置等	平成22年度から廃棄業者から廃棄に関する証明書の発行を受けることとした。	管理簿を作成することにより、個人所有を含め管理を徹底していくこととした。	平成22年度から禁帯出文書と可能文書の見直しと記録簿の整備することとした。	平成22年度から廃棄処分を確実に行うこととした。	定期的に管理台帳と現物の照合を実施することにより,実在する物品は,管理台帳への記載を徹底することとした。	平成22年度から記録簿等を整備することとした。	
平成21年度包括外部監査結果報告への対応	監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	② パソコンの廃棄については廃棄業者の証明書を保管すべき。	第10 – II – 10 U S B メモリの管理を徹底すべき。	第10-皿-11 禁帯出文書と帯出可能文書の範囲又は記載内容を見直すべき。	第10-IV - 2 ① 財務規則に従い現物の廃棄処分も確実に実施すべき。	② 実在し使用されている物品は、勝手に消去せず管理台帳にもれなく記載すべき。	第10-IV-6 薬品リスト (在庫量も含めて)や、薬品庫の入退出記録を作成し、管理すべきである。また、実験室の使用許可の記録も作成すべき。	

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応	74
監査のテーマ	推· 姆 示	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	水戸第一高等学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10-I-1 団体費の出納についても,新たに現金出納帳を作成し適時に記載し,現金残高の確認をすべき。	平成22年度から団体費用の現金出納帳を備え,県費と同様に現金の動きを管理することとした。	
第10-I-3 通勤手当については,実費弁償的な金額であれば源泉徴収による課税対象とはならない。	今後の支給分からは,通勤手当を除いて源泉徴収することとした。	茨城
第10-I-3 謝金・報酬は適正に源泉所得税を徴収し、納税しなければならない。	平成22年度から源泉所得税を徴収することとした。	県
第10-Ⅲ-1 ① 校長による禁帯出,帯出可の区別をすべき。	平成22年度に「生徒等に関する個人情報の取扱規程」を実態に合うよう改正することとした。	報
② 個人情報に係る電磁的データは外部メディアに保存すべき。	外部メデイアに保存したデータについてはハードディスクから削除し、職員にも 指導を徹底した。	第 2206 号
③ 個人情報保護に関する研修を定期的に実施すべき。	定期的に職員全体への研修会を実施することとした。	十成 22
第 $10-\Pi-1$ 個人情報取扱規程については,実態(LAN 環境)に合ったものにすべき。	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン(平成17年4月茨城県教育委員会)」に基づいて実態に合った取扱規程を作成することとした。	2年8月16日
第10-Ⅲ-2 個人情報保有事務登録簿を採用し,保有個人情報の管理をすべき。	個人情報保有事務登録簿を作成し、保有個人情報を管理することとした。	(月曜日)
		_

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応
監査のテーマ	祖示蝦・諸
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	水戸第一高等学校
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
第10-皿-3① パスワードの定期的な変更ルールを策定すべき。② 紙媒体及び電磁的データともに保存期間, 廃棄方法等のルールを策定すべき。	実態に合った取扱規程への変更のなかで、定期的なパスワード変更、データの保存期間、廃棄方法等について策定することとした。
第10-IV-3 定期的に棚卸をして薬品の年限の管理を行い, 不用な薬品はきちんと処分すべき。	平成22年度から不用薬品の判断と処分の優先順位を理科教論に報告してもらい, 計画的に処分することとした。

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	括果報告への対応	76
監査のテーマ	担当部・課	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	太部高等学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10-1-2 学校として処分可能な資金については,資金の利用の有無にかかわらず,毎年度 1年間の収入支出を取りまとめ,学校長に決算報告すべき。	平成21年度から決算報告を行うこととした。	T
第10- I - 3 学年会の管理について,資料の保管は事務局で責任を持って行うべき。	今後は卒業後は事務室において帳簿等を保管することとした。	· 茨
第10- I - 4 預金利息はすべて当該年度内に計上すべき。	災害給付金等の通帳については,平成21年度から収支決算を行うこととした。	城
第 $10-\mathrm{IV}-1$ 年に一度(夏休み等)は備品一覧表と現物のチェックを実施すべき。	平成22年度から,定期的に台帳と現物の照合を実施し,不要を確認した備品は速やかに手締きをとることとした。	4 報
第10-IV-2 薬品棚がある準備室の鍵は,別途管理すべき。	来によれてとこうここので、薬品庫等の鍵は, 職員室の耐火金庫で保管することとした。	第 2206 号
		宁 平成 22 年 8 月 16 日
		,

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応
監査のテーマ	担当部・課
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	太田第一高等学校
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
第10-皿-1 バックアップ媒体は事務室の耐火金庫に保管すべき。	平成21年度からバックアップ媒体を耐火金庫に保管することとした。
第10-皿-2 USBメモリ等保存データの特出は原則不可とし、やむを得ない場合は貸出簿で 管理すべき。	貸出簿の管理を正確に行い,年度末にUSBメモリ等の回収を一斉に行うこととした。
第 $10-IV-4$ 使用不能と見られる古い薬品は,速やかに廃棄すべき。	毎年,保存期間等を確認しながら適切に管理することとした。

78				次		第2206号 平成22年8月16日(月曜日)
担当部・課	鉾田第一高等学校	[に基づく措置等	ガイドラインの見直しを行い, 最低でも年に2回, 利用者がログインする際にパワード変更の確認を行うこととした。	教職員の USB メモリの利用状況を調査し,「個人情報管理ガイドライン」に,校務データのサーバ保存及び貸与USBメモリ以外の利用禁止を明記し,職員研修等において周知徹底することとした。	毎年現物確認を行い,備品管理シールの確認が容易でないものは貼替を行い,常確認できる状態にすることとした。	
平成21年度包括外部監査結果報告への対応		指摘事項	ガイドラインの見直しを行い、最低でスワード変更の確認を行うこととした。	教職員の USB メモリの利用状況務データのサーバ保存及び貸与U Sにおいて周知徹底することとした。	毎年現物確認を行い,備品管理シーに確認できる状態にすることとした。	
平成21年度包括外部 監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第10 − Ⅲ − 4 パスワードの変更及び管理を学校の責任の下に行うべき。	第10-m-4 個人のUSBメモリ持込を学校として把握し管理を徹底すべき。個人のUSBメモリは校内に持ち込まないことを検討すべき。	第 $10-\mathrm{IV}-1$ 備品の管理番号は確認しやすい所に貼付するべき。	

79

茨

 監査のテーマ 原立学校に係る財務事務及び事務の検行について 指 摘 事 項 の 概 要 第10-1-2 100周年記念事業会計については、高校事務系の支援で管理レベルを高めたうえ することとした。 第10-1-2 「田張復命書」提出後、翌月までには時算して支給するよう粉めるべき。 (3) 年校における全ての名簿等の個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべき。 第20-11-2 (4) 外部取引業者との間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべき。 (5) 学校における全ての名簿等の個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべき。 第20-11-2 (6) 中現後の書」提出後、翌月までには時算して支給するよう指導すべき。 第20-11-2 (7) 中が取引業者から個人情報に関する契約書を整数でし、データの管理をデータの保存については義務規定にすべき。管理簿等を作成し、データの管理をデータについては、管理簿等を作成し耐火金庫に保管を作成し取りを単に保管をいました。 第20-11-3 第20-11-3 第20-11-3 第20-11-4 第20-11-5 第20-	
係る財務事務及び事務の製行については 指摘事項の概要要 会事業会計については、高校事務室の支援で管理レベルを高めたうえ 背の特別会計として管理すべき。 復命書」提出後、翌月までには精算して支給するよう努めるべき。 はは発生の間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべ はは発生の間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべ なめて全数職員に速やかに提出 はは多との間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべ に確立することとした。 体部取引業者から個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべ に確立することとした。 たっかては義務規定にすべき。管理簿等を作成し、データの管理を テータについては、管理簿等を センタ本体の鍵は別管理すべき。	担当部・課
指摘事項の概要	江戸崎総合高等学校
85事業会計については、高校事務室の支援で管理レベルを高めたうえ 計の特別会計として管理すべき。 復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。 復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。 後の書」提出後、翌月までには精算して支給するよう努めるべき。 おける全ての名簿等の個人情報を把握、管理すべき。 おける全ての名簿等の個人情報を把握、管理すべき。 おける全ての名簿等を作成し、データの管理を ととした。 ととした。 ととした。 ととした。 建は毎回抜き差しするように変	17
復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。 復命書」提出後、翌月までには精算して支給するよう努めるべき。 日業者との間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべ おける全ての名簿等の個人情報を把握、管理すべき。 存については義務規定にすべき。管理簿等を作成し、データの管理を センタ本体の鍵は別管理すべき。	, 同窓会会計に組み入れるか, 基金とするかを助言
復命書」提出後、翌月までには精算して支給するよう努めるべき。 [3]業者との間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべ おける全ての名簿等の個人情報を把握、管理すべき。 存については義務規定にすべき。管理簿等を作成し、データの管理を センタ本体の鍵は別管理すべき。	出するよう指導した。
(3) 業者との間で個人情報に関する契約書や誓約書の手交を徹底すべ における全ての名簿等の個人情報を把握,管理すべき。 存については義務規定にすべき。管理簿等を作成し,データの管理を センタ本体の鍵は別管理すべき。	努める。
R存については義務規定にすべき。管理簿等を作成し、データの管理をと・センタ本体の鍵は別管理すべき。	関する誓約書を徴取し、名簿等の管理の徹底を早急
ゲセンタ本体の鍵は別管理すべき。	データについては,管理簿等を作成し耐火金庫に保管する旨を義務規定とすることした。
	変更した。
第10-IV – 2 現物と備品一覧表を速やかに突合できるようにすべき。	を現物と突合しながら貼ることとした。

	担当路・課 江戸崎総合高等学校 指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
--	---

城 県 報

茨

監査のテーマ	担当部・課
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	水海道第一高等学校
指摘事項の概要	指摘事項に基めく措置等
第10- II - 1 バックアップ媒体は事務室の耐火金庫等に保管すべき。	職員室の耐火金庫で保管するよう改めた。
第10-皿-2 USBメモリ等の保存データの特出については原則不可とし、やむを得ず持ち出す場合は、持出管理表により管理すべき。	貸出簿を作成し貸し出すよう改めた。
第10- IV - 2 ① 薬品庫の鎌は, 管理を徹底すべき。	事務室のキーボックスに保管するよう改めた。
② 薬品の点検実施の際は,薬品管理台帳の残量の記録を更新させるべき。	薬品点検において残量を薬品管理台帳に記載するよう改めた。

82					茨		県	報	第 2206	号 平成	22年8月16	日(月曜日)
結果報告への対応	担当部・課	勝田工業高等学校	指摘事項に基づく措置等	平成22年度より決算報告をすることとした。	平成22年度より関係者に決算報告をすることとした。	今後,出張復命書の遅滞のない提出の徹底を図ることとした。	平成22年度から出勤簿の正確な押印を教職員に徹底させるとともに, 日常的なチェックを行うこととした。	平成21年度中に個人情報の取扱に関して外部業者と契約した。	学校として全ての名簿を把握した上で、今後は、鍵つきのロッカーに保管させる こととし、学校として管理に万全を尽くすこととした。	平成21年度中に, 定期的にパスワードの変更を促す設定にし, 変更を確認するこ ととした	ここした。 従来から持込禁止の指導はしてきたが,今後はさらに私物持込による事故例を取 り上げるなど持込禁止の指導徹底を図ることとした。	
平成21年度包括外部監査結果報告への対応	監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第10-I-4 ① ユニフォーム積立についても生徒会会計と合わせて決算報告すべき。	② 振興費及び入学寄付金については毎期決算しPTAなど関係者への報告を行うべき。	第10- II - 2 ① 「出張復命書」は出張後速やかに提出するよう指導すべき。	(3) 「出勤簿」の押印, チェックは正確に行うべき。 ラ	第10-Ⅲ-4 ① 個人情報の取扱に関して外部業者との契約を徹底すべき。	② 部活動等で作られる名簿は学校として全てを把握し管理すべき。	第10-m-6 学校として I D・パスワードの変更を一元管理すべき。 	第10-皿-7 私物パソコンの管理を徹底すべき。	

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	を結果報告への対応	
監査のテーマ	担当部・課	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	勝田工業高等学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10- II-8 ① 指導要録の管理をロッカーから耐火金庫へ変えるべき。重要書類の特出リストを作成し、紛失や減失防止に努めるべき。	平成21年度中に耐火金庫を購入し、22年度から特出リストを作成することとした。	ر ب ر کا
② パソコンからの印刷物の管理を徹底すべき。データの持出記録がとれるようパソコンの設定を行うべき。	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン (平4月茨城県教育委員会)」に基づいて,個人情報保護を徹底することとした。	(平成17年 た。
第10−Ⅲ−9 USBメモリの管理を徹底すべき。	平成22年度からUSBメモリの管理簿を作成するとともに,個人USBメモリ持込禁止等の対策を講じ,管理体制を充実することとした。	本(1)
第10-皿-10 文書ごとの帯出者リストを作成し管理すべき。『帯出可能文書』と「実際に帯出 している文書」にある食い違いを一致させるべき。	平成22年度から「帯出可能文書」と「帯出が望ましくないその他の文書」について見直しをし, 記録簿を作成することとした。	3
第10 – IV – 2 マシニングセンタ本体の施錠をすべき。更に起動の電源も別部屋とすべき。	今後は,施錠を徹底することとした。また,起動の電源の別部屋への移動は困難であるとれる。また,起動の電源の別部屋への移動は困難であるたみ、	羅
第10-IV - 2 アルミの作業屑の記録簿を作成し管理を徹底すべき。再利用の記録簿も不可久で ある。	、のったの、もい…とがありまして、パルケッとここのた。 平成22年度からアルミの作業くずの管理をする記録簿を作成することした。	

茨

城

、 に係る財務事務及び事務の執行について 指 摘 事 項 の 概 要 3 理番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。 5 地棚卸を行い在庫状況の把握と増減の履歴がとれるよう帳簿を作成すべ こ	「然れては、これは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	無・瀬沢田
所の財が事務及び事務の契付について 指 摘 事 項 の 概 要 番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。 棚卸を行い在庫状況の把握と増減の履歴がとれるよう帳簿を作成すべ こ	間面の7.1.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7	光・出国には、光を多字を上出る。
指 摘 事 項 の 概 要番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。 番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。 棚卸を行い在庫状況の把握と増減の履歴がとれるよう帳簿を作成すべ こ	□ は上子校に徐る財務事務及び事務の執行について□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。	摘事項の概	摘事項に基づく措置
棚卸を行い在庫状況の把握と増減の履歴がとれるよう帳簿を作成すべ	3 理番号を貼付し容易に現物確認できるようにすべき。	備品シールの貼付漏れについては, 全て作成し貼付した。今後は, 購入時点で速っかに貼付することとした。
	棚卸を行い在庫状況の把握と増減の履歴がとれるよう帳簿を作成すべ	棚卸は実施し、在庫も帳簿と一致させた。今後は、定期的に棚卸を実施していく
		こととした。

上版21年長辺括外部監査指来報告への対応で		
監査のテーマ	雑・煜宗耳	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	総和工業高等学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10-I-2 同窓会費として徴収した資金を学校長の裁量で処分することは望ましくなく,学校として同窓会が機能するよう卒業生に働きかけるべき。その間の支出は停止すべき。なお同窓会が稼働しないときは卒業時の同窓会費徴収をとりやめるべき。	同窓会としての本来の事業が実施できるよう役員に対し、助言することとした。	
第10-1-2 今後,年度末において「工業基礎口」と「書道会計」に残高が生じた場合,学年 会計に戻して清算すべき。	「書道会計」については,平成22年度から学年会計より直接書道関係の支払いを行うこととし,清算の上,口座を解約した。 「下来サ准円」については,一座を解約した。	茨 城 <u>———————————————————————————————————</u>
第10-皿-2 学校長は, 部活動等で作成された名簿等個人情報の全てについて把握し管理すべき。	上業奉暖口」についても消身の上,口座で磨約した。 個人情報管理簿を作成し,個人情報保護を徹底することとした。	
第10- 皿-3 パソコンで作成された電子データの管理を強化すべき。USBメモリは認証を受けているもの以外データ引出することができないように措置を行い、更にデータの作成・更新・複製・持出について全ての履歴を追えるようにすべき。	校内ネットワークを見直すことで,電子データの管理を強化することとした。	第 2206 号
第10-皿-4 私物パソコンの持込は絶対的に禁止すべき。パソコンの持込状況確認を定期的に 行い管理を徹底すべき。	定期的に私物パソコンの持込が無いか確認し、持込を禁止することとした。	十风 22 平 6 万
第10-Ⅲ-5 ① USBメモリの管理を徹底すべき。	U S B 管理簿を作成し管理を徹底することとした。	J 16 日(月曜日)
		85
		1

86					茨	 	報	第 2206 号	平成 22 年 8 月 16	5日(月曜日)	
査結果報告への対応	推・	総和工業高等学校	指摘事項に基づく措置等	USB管理簿, 使用上の注意事項を作成し, 管理を徹底することとした。	年度更新時の手続きを定め、管理を徹底することとした。	平成22年度から定期的に台帳・ラベル・現物・数量の照合を実施し、不要を確認した備品は速やかに廃棄手続を取り処分することとした。	年次計画を作成し、劇薬や危険物を優先しながら順次処分を進めることとした。				
平成21年度包括外部監査結果報告への対応	監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	① USBメモリを購入し職員に渡す際には、番号を付し引換書を作成し、使用者に自署押印をしてもらい注意事項を確認し、管理簿に記載した後に渡すようにすべき。	② 年度末には一度回収し, 再度貸出手続をするといった管理体制を整備すべき。	$\pm 10-\mathrm{IV}-2$ 財務規則に従い現物の廃棄処分も確実に実施すべき。	第 $10-\mathrm{IV}-4$ 使用不能であっても劇薬や危険物に該当する薬品も多く,速やかに処理すべき。				

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応	
監査のテーマ	祖录最小議	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	真壁高等学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10-Ⅲ-3 ① 個人情報保護のため,取引業者間との契約書や誓約書の取り交しを徹底すべき。	業者と契約書を取り交わし個人情報保護の徹底をすることとした。	٥
② 学校長は学校内で取扱われる全ての個人情報について把握すべき。	名簿等を作成した時は学校長に報告することとした。	
第 $10-\pi-4$ 保存データの管理を厳重にすべきである(鍵箱の施錠等も含めて)。保存データの特出は原則不可とし、やむを得ない場合は持出管理表により管理すべき。	指導要録等は耐火金庫で保管し,データの保存はハードディスクで行いFDを使用しないこととした。	7で行いFDを使
第10 – m – 5 パスワードの変更が分かる管理簿を作成すべき。	管理簿を作成することとした。	
第 $10-m-6$ データについては事務室の耐火金庫にも保管すべき。	事務室の耐火金庫で保管するよう改めた。	
第10-Ⅲ-8 サーバールームが無い場合でも入退出管理簿を作成し管理を徹底すべき。	サーバールームの設置が困難であることから, サーバーを入れるボックスを固定, 施錠することで, 管理を徹底することとした。	ボックスを固定,

茨

### 相当部・課							93 2200 -3	
正和 不和 百、	祖・衆・輩	真壁高等学校	びへ 措 置	手続きを定め、管理を徹底することとした。	を実施することとした。	処分することとした。		
	1.任 稍 不甘 口 、 ~) 刈 心		摘事項に	USB管理簿の作成及び年度更新時の手	平成22年度から夏季休業期間中に点検を	鍵を事務室で保管するよう改めた。 薬品の棚卸を年―回行い不要なものは <u>솇</u>		

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応	
監査のテーマ	担当部・講	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	古河第一高等学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10- I - 1 口座開設時の一時立替金については,開設後に速やかに引き出し常に通帳残高と 出納帳残高は一致させておくべき。	立替者を確認後,速やかに払戻しをして返金した。	
第10-m-2 個人情報保護の研修は定期的に行い,実施記録を保存するべき。	定期的に研修を行い、その実施記録を保存することとした。	
第10 — Ⅲ — 4 生徒名簿はナンバリングと授受簿により管理すべき。	平成22年度から授受簿を作成し、ナンバリングにより保有者の特定ができるようによるアンファン	べ
第 $10 \Pi-5$ I $D・パスワードの設定及び変更管理は学校の管理下に置くべき。$	たすることこのた。 パソコン及び事務室内のLAN環境を変更し,ID・パスワードを学校の管理下に置くこととした。	上
第10-Ⅲ-7 ① パソコン持出は例外扱いとし長期貸出は不可とすべき。	長期貸出は禁止とし、定期的にパソコンを返却させ再度手続する取扱に改めた。	, t
② 保存データ特出は原則不可とし、やむを得ない場合は持出管理表により管理すべき。	U S B 持出は原則禁止とし、貸出そのものを最小限に抑えることとした。	
③ 成績管理システムのLANがあるパソコンルームの入退出記録簿を作成し管理すべき。	「入退出記録簿」を作成することとした。	

0				茨		<u></u> 県 報	第 2206 号	· 子成 22 年 8 月 16 日(月曜日)
担当部・課	下妻第二高等学校	基づく措置等	-ることとした。	:行うよう改めた。	した。	寄付者リストを精査した結果,団体で取りまとめた寄付金等額において団体分と 人分との重複計上があることを確認した。		
a 貨幣 未報 古へのめ 心		指摘事項に	全ての現預金について出納帳を作成することとした。	未確認の収入についても,仮受処理を行うよう改めた。	主管課と協議し寄付手続を行うこととした。	寄付者リストを精査した結果,団体で取り個人分との重複計上があることを確認した。	正確に処理することとした。	
- FRZ1年度包括外部監貨精米教育への対応 監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第 $10-I-1$ ① 現預金の全てについて出納帳を作成すべき。	② 収入について未確定であっても仮受処理により現金残高を合わせるべき。	第10-1-3 備品等は本来学校が負担すべきであり、後援会等が負担した場合は現物寄付として扱うべき。	第10-I-3 甲子園出場寄付金の寄付者リスト金額と決算書収入金額を照合すると決算書の方 が少なかったので,速やかに原因を調査し是正すべき。	第10 – II 原始帳簿等の記載は正確に行うべき。	

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応
監査のテーマ	担当部・課
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	下妻第二高等学校
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
第10-皿-2 個人情報保護の研修は定期的に行い,実施記録を保存しておくべき。	平成22年度から定期的に研修を実施し、記録を保存することとした。
第10-皿-4 生徒名簿はナンバリングと授受簿により管理すべき。	「学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン (平成17年4月茨城県教育委員会)」に基づいて個人情報保護を徹底することとした。
第10-Ⅲ-7 ① パソコン特出は例外扱いとし,長期貸出は不可とすべき。	長期貸出は行わないよう改めた。
② 保存データ特出は原則不可とし、やむを得ない場合は特出管理表により管理すべき。	USBメモリ等の持出は原則不可とし、特出が必要な場合は持出管理表により管理することとした。
③ 成績管理システムのLANがある別室の入退出は管理すべき。	入退出管理簿を作成し管理を徹底することとした。
第10-IV - 3 薬品の動きと台帳数量の動きを一致させるとともに定期的に棚卸を行うべき。古 い薬品処分の記録を残すべき。	平成22年度から定期的に棚卸しを行い,薬品処分記録を残すなど適正に管理することとした。

92				茨	城場	₽ 	報	第 2206 号	平成 22 年 8 月	月16日(月曜日)
祖当部·課	竜ヶ崎第一高等学校	基づく措置等	収を行った。	底することとした。	「保管文書一覧」に帯出可能文書欄と禁帯出文書欄を設け区別を明確にして適切 管理することとした。	保管文書の帯出・返却に際しては「文書等帯出確認票」により適切に管理できる う職員研修等で徹底した。	個人情報保有事務登録簿を作成し,個人情報の保有状況を明らかにすることとし。	るために接受簿を作成し、生徒名簿の表紙にて適切に運用することとした。	個人情報を保管している金庫・ロッカーの鍵を総点検し、紛失している鍵を交換で管理の徹底を図った。	職員室内の無線LANパスワードを定期的に変更するよう職員に周知徹底した。	
半成21年度10括外部監査精米報告への対応		指摘事項に	平成21年度末に取りまとめて源泉徴収を行った。	出勤簿押印と休暇カードの確認を徹底することとした。	「保管文書一覧」に帯出可能文書欄 に管理することとした。	保管文書の帯出・返却に際しては よう職員研修等で徹底した。	個人情報保有事務登録簿を作成し,		個人情報を保管している金庫・ロッして管理の徹底を図った。	戦員室内の無線LANパスワードを	平成21年度中に確認して棄却した。
- 宇成21年度记括外部監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第10-1-3 進路後援会負担の課外講座の給与は源泉徴収すべき。	第10-Ⅱ-2 「出勤簿」押印の確認, 「休暇カード」の確認は正確に行うべき。	第10-Ⅲ-1 個人情報に係る文書は,校長による禁帯出又は帯出可の指定をすべき。		第10- II - 2 ① 個人情報保有事務登録簿を作成すべき。	② 生徒名簿はナンバリングと授受簿により管理すべき。	第10-m-3 ① 施錠不能な紙文書の保存ロッカーの鍵は交換等の措置を図るべき。	② LAN環境ヘログインする際のパスワードは,定期的変更ルールを策定すべき。	第 $10-\Pi-1$ 使用不能物品は棄却手続を実施すべき。

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応
監査のテーマ	担当部・課
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	潮来高等学校
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
第10- I - 1 購買部会計の残余資金の今後の取扱を検討し、資金の使途等を明確に記録・保存 すべき。	残余資金については, 学校行事等で全生徒へ還元することとし, 使途等を明確に 記録保存することとした。
第10-I-1 外部講師への報酬(教育後援会費)支払は源泉所得税を徴収すべき。	平成22年度から報酬を支払う際には源泉所得税を徴収することとした。
第10- II 出張等に付随する諸届け資料等を網羅的に確認し誤りがあれば直ちに訂正しなければならない。	管理職が職員の動向を把握し突発的な事情変更をすみやかに報告させ,出勤簿等の訂正を行うこととした。
第10-m-1 個人情報保護の研修は定期的に行い,実施記録を保存しておくべき。	平成22年度から校内研修を定期的に行い個人情報の取扱について全教職員に周知徹底するとともに,研修内容と実施記録を保存することとした。
$^{910-\Pi-3}$ パンコンは I D・パスワードによりアクセスコントロールするとともに, パスワードは定期的に変更すべき。	校内LANに接続する全パソコンにパスワードを設定し、パスワードは定期的に変更することとした。また,成績処理システムについても校内LANに接続していないがパスワードを設定することとした。
第 $10-m-5$ 私物パソコンとUSBメモリ持出は原則不可とし、やむを得ない場合は持出管理表により管理すべき。	持込を許可された私物のパソコン及び各職員に配付された USB メモリについては,原則持ち出さないものとし,校外に持ち出す場合は,管理簿に記入の上許可を得るものとする。

94				- 県	報 第 2206 号	平成22年8月16日(月曜日)
<u></u>	瀬来高等学校 お 歯 田 い 其 グ へ 荘 圉 祭	19 事 項 に	管理番号については,備品管理票との照合で脱落が発見された場合,標識を再度記載して貼付することとし,備品本体に記入できるものはマジック等で表記することとした。	備品とその利用価値を管理担当者と協議し, 今後利用することのない備品については棄却することとした。	劇物を管理している薬品庫の鍵は十分注意して事務室で管理することとした。	
平成21年度包括外部監査結果報告への対応監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について お 塩 重 佰 の 鰤 亜	- 16 ま な い な	② 物品の棚卸で管理番号の貼付を確認すべき。	③ 廃棄ルールを再度規定し、旧式OSに対応したアプリケーションソフトは棄 備品却すべき。	第10-IV-3 薬品室の鍵は別室に保管する等細心の注意を払うべき。	

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	査結果報告への対応	
監査のテーマ	祖宗銀・鎌	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	並木高等学校・並木中等教育学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10-I-1 団体費の出納についても新たに現金出納帳を作成し適時に記載し, 現金残高の確認をすべき。	収納日計表により適切に処理することとした。	
第10-I-3 給食費会計の収支報告書を作成すべき。	平成21年度分から収支報告書を作成することとした。	-/X
第 $10-I-3$ 講師謝金は,源泉所得税を徴収し納税しなければならない。	平成22年度からPTAとして源泉徴収事務を行うよう助言することとした。	<i>1</i> 1%
第10-I-3 団体費等会計に係る検査報告書に,適正な収支報告書が作成され監査を受けていることを義務付ける項目を付け加えるべき。	平成22年度の早期の役員会で改善するよう助言した。	∓IX 分
第10- II 年休等に付随する諸届け資料等を網羅的に確認し誤りがあれば直ちに訂正すべ き。	休暇カードは、その都度記載するよう職員会議等で指導した。	9 2200 年
		2 千 6 月 10 日 (月曜日)
		93
		\neg

平成22年度から長期休業期間等に備品管理の責任者等が確認	品や記載編れの有無, 場と徹底すべき。 り貼付を確認すべき。
指摘事項に基づく措置等	指摘事項の概要
	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について
	監査のテーマ
担当部・課 並木高等学校・	
田	平成21年度包

発売のテーマ 販売のテーマ 指 指 事 項 の 類 要

平成21年度包括外部監査結果報告への対応	É結果報告への対応	98_
監査のテーマ	祖宗衆・諸	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	日立第一高等学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10- II-3 サーバの部屋への入退出記録を取り厳重に個人情報を保護すべき。	入退出管理簿を作成し管理を徹底することとした。	
第 $10-N-1$ (中国の第二年) 第 $10-N-1$ (中国の第一年) 第 $10-N-1$ (中国の第一年) 第 $1-1$ (中国的)	平成99年から年1回夏季休業期間中に毎別雑割を行うドレアーた。	茨 :
		城
② 棚卸の際には管理番号がきちんと貼付されているか確認すべき。	備品の取得状況及び備品登録の要否を確認のうえ,備品シールを貼付することとした。	いっている
③ 廃棄ルールを再度規定し楽器等は売却可能であれば売却し、不可能であれば廃棄の手続を速やかに実施すべき。	売却の可否を確認し,速やかに財務規則に則り手続することとした。	平 校
第10-IV - 3 早急にポリタンクの廃液は処分するかポリタンクは鍵の掛かる薬品室へ移動する べき。	廃薬品についても薬品室で管理するよう改めた。	第 2206 号
		平成22年8月16日(月曜日)

第10-IV-2

第10- 11-4

第10-IV-4

缈

鮰

推

 $\hat{\gamma}$ 革

 2 声 # 搖

笳

財

蒸

0 河 # 嵹 笳

第10-1-2

を行うべき。

第10-11-2

 Θ

(7)

 \odot

県立学校に係る財務事務及び事務の執行について

監査のテーマ

勝田養護学校

担当部・課

平成21年度包括外部監査結果報告への対応

0		茨 		報	第 2206 号	平成 22 年 8 月 16 日	(月曜日)
相当部・課 結城養護学校 指 婚 事 頂 に 基 グ ペ 梏 暦 等	摘 事 J に 奉 つ く 指 直 値 値 値 値 値 値 値 を るようにした。	事務室の耐火金庫にバックアップ媒体を保管することとした。	個人情報等のデータを含むパソコン等の情報機器の廃棄処分においては、バラバラに分解した証拠写真を残し、廃棄処分をすることとした。				
監査のテーマ 県立学校に係る財務事務及び事務の執行について 指 塩 重 頂 の 椰 要	指摘事項の概 や旅行積立金会計などの出納帳を通帳と	第10-m-1 バックアップ媒体を耐火金庫へ保管しておくべき。	第10-IV-1 パソコンの廃棄処分において,分解したパソコンの写真を書類に添付するなどして,分解廃棄の証拠を残すべき。				

			次		宗 和	第 2206 亏	平成22年8月16日(月曜日)	10
担当部・課	水戸養護学校	基づく措置等	平成21年度決算報告において,特別会計として周年事業積立金を報告することとた。 た。 通帳の名義については,平成22年度から PTA 会長名義とした。	連絡表を個人ファイルに綴じこみ学部主事の責任のもと鍵付きの書架に保管することにより個人情報取扱規程に基づく保管を徹底することとした。県立こども福祉医療センターに対しても同様に連絡表を保管するよう依頼することとした。	校内ネットワーク委員会において,個人記録媒体(USBメモリー等)の使用禁を検討することとした。	鍵を職員室に保管し技術室使用者は必ず管理職又はそれに代わる者に伝えて鍵を持ち出し,返却することとした。また,管理職等がその都度施錠を確認するとともに,校内巡視時にも施錠を確認することとした。		
平成21年度包括外部監査結果報告への対応		指摘事項に	平成21年度決算報告において,特別会計として周年事業積立金した。 通帳の名義については,平成22年度から PTA 会長名義とした。	連絡表を個人ファイルに綴じこみ学部主事の責任のもと鍵付きのことにより個人情報取扱規程に基づく保管を徹底することとした。 医療センターに対しても同様に連絡表を保管するよう依頼すること	校内ネットワーク委員会において,個上を検討することとした。	鍵を職員室に保管し技術室使用者は必ず管理事持ち出し,返却することとした。また,管理職等に,校内巡視時にも施錠を確認することとした。		
平成21年度包括外部監監査のテーマ	県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第10-I-2 周年事業の積立金については,PTAの特別会計とするなどによりPTA会員に対し決算報告すべき。全会員が残高を把握できるよう取扱いを改めるべき。PTAに帰属すべき資金であれば,管理する通帳名義はPTA役員名とすべき。	第10-m-3 ① - 県立こども福祉医療センターとの間で個人情報の取り扱いに関する取り決め・ガイドラインを作成すべき。	第10-m-5 USBメモリの管理体制については早急に整備すべき。 ※10- w - 2	7510 - 17 - 3 技術室の施錠を徹底すべき。早急に改善すべき。		

102			<i>/</i> /X		ŦIX	分 2200 万	十成22年8月10日(月曜日)	
報告への対応担当部・課本・計画を持続を	指摘事項に基づく措置等	電気窯について現在は,使用停止としている。予算化を主管課に要望している。	ガス窯については扉の施錠を徹底することとした。	台帳と現物の照合は理科教員が定期に行い適切に管理することとし,使用不能な薬品についても適切に処分することとした。				
平成21年度包括外部監査結果報告への対応監査のテーマ 目立学校に係る財務事務及び事務の独行について	おお	第10-IV-3 ① 電気窯を直ちに修繕すべき。大至急修繕・買換え・使用停止の処置等を指示 すべき。	② ガス釜の扉を閉めて「施錠」は徹底すべき。 ガス	第10-IV-4 化学薬品の実地棚卸をし、管理を徹底すべき。使用不能な薬品は適正に処分すべ 薬品に き。				

	半成21年度包括外部監査結果報告への対応	
監査のテーマ	担当部・課	
県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	つくば養護学校	
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第10-I-1 団体費の出納も新たに現金出納帳を作成し適時に記載し現金残高の確認をすべき。	平成22年度より現金残高出納簿を作成することとした。	
第10- I - 1 団体費会計についても学校の運営上で得た収入であることから適正に経理処理すべき。	今後は,寄付申込があった場合,辞退又は寄付受入の手続をすることとした。	77. 7%
第10-I-3 講師謝金は, 源泉徴収し納税しなければならない。	平成22年度から源泉徴収を行うこととした。	>/<
第10-I-3 給食費会計は適正範囲の繰越残高があってしかるべきであり、無理して収支差額 りにする必要はない。年度末に存庫表を作成するべき。	平成21年度より無理に収支差額を0としないこととし、在庫表も作成した。	+IX
		N2 7700 .J
		1 /90 222 1 0)
		110日(/17年日/
		100

.04				茨			郵	第 2206 号	平成 22 年 8 月 16 日	(/) "胜口/
担当部・課	つくば養護学校	きづく措置等	した。		管理職によるチェックを行い記載誤りのないようにし	:鍵を取り付けた。				
. 登結未報告への対応		指摘事項に基	平成22年度から出張前に判断することとした。	引き続き,翌月精算するよう努める。	職員に注意するとともに, 管理職による た。	平成21年度中に個人情報文書の保管棚に鍵を取り付けた。				
半成21年度包括外部監査結米報告への対応 監査のテーマ	び事務	指摘事項の概要	第10-II-2 ① 旅費の支給をすべきか、自己負担か、については、その都度規定に沿って速 やかに判断すべきことであり、予算残高によって後日判断すべき問題ではない。	② 「出張復命書」の提出後,翌月までには精算して支給するよう努めるべき。	③ 「出勤簿」と「出張復命書」とのチェックは正確に行う必要がある。	第10-Ⅲ-1 早急に文書情報を鍵つき書棚に保管すべき。職員室への部外者入退出記録を取るべき。				

			770 770	710	- AIX	Nº 2200 J	1 1904 212	(/1"臣口/	100
告への対応担当部・課つくば養護学校	指摘事項に基づく措置等	平成21年度中に廃液保管棚に鍵を取り付け管理している。	平成22年度より学校評価委員会においてアンケート結果の分析と問題への対応を検討することとした。						
平成21年度包括外部監査結果報告への対応 監査のテーマ 県立学校に係る財務事務及び事務の執行について	指摘事項の概要	第10-IV-3 廃液も使用前薬品同様に鍵の付いた戸棚に保管する等厳重に管理すべき。 平成21:	第10-V-2 学校評価に関して,アンケート結果に対する検討と今後の対策について十分協議 平成22 し,その過程や結論を議事録として明確に残して後日の確認資料とすること。改善検討する 策の実施は,常に進捗状況を把握して計画の実現に努めるべき。						

106	茨	城	県	報	第 2206 号	平成 22 年	8月1	6 日	(月曜日)	
毎週月・	木曜日発	行(緊急	事項は	号外発	行) (定価: 行) (金	送料とも1	月)			
.3/,						o, U b U	门ノ			
					県					
購読申	■込先 〒				; 戸市笠原	町 978 番	6			
					部総務課 1111 (*	(L)				